

田辺市人権施策推進計画に係る令和２年度推進状況報告書

令和３年９月

田 辺 市

は じ め に

田辺市では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざして、人権施策の基本理念を「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」と定め、その推進に取り組むべく、平成31年3月に「田辺市人権施策基本方針改定版」を策定し、全庁的に取組を進めているところです。

この報告書は、「田辺市人権施策基本方針改定版」を実効性のあるものとするため、具体的計画としてまとめた「田辺市人権施策推進計画」に掲げた個々の事業の令和2年度における進捗状況をまとめたものです。

ここに、各課の取組の進捗状況をご報告いたします。

令和3年9月

田辺市人権推進課

Ⅱ 人権施策の推進に向けた推進計画

1. 推進するための条件整備

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市人権施策推進本部の設置	市長を本部長とする田辺市人権施策推進本部を設置し、田辺市人権施策基本方針に基づき、全庁的に人権教育・啓発を推進する。	人権推進課	田辺市人権施策基本方針（改定版）に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進した。	総合行政の中で様々な人権課題に対して全庁的に取り組んだ。社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に対しても鋭意取り組んでいく。	令和3年度も継続実施。田辺市人権教育啓発推進懇話会の意見や提言を、今後の人権施策に反映させていく。
田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局	5つの支部からなる田辺市人権擁護連盟と連携する。また、事務局として市民の主体的な人権意識の向上や啓発活動を支える。	人権推進課 各行政局総務課	例年6月頃に、5支部・約250名からなる田辺市人権擁護連盟理事総会を開催していたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため中止とした。議事については、書面決議において年間の事業計画や予算等について承認され決定した。 「命・まもる人権」を活動テーマとし、各種会議、理事研修会の開催及び広報紙[れんめいだより]の発行を引き続き行い、一人ひとりの人権意識の向上や、人権が尊重されるまちづくりのための活動を行った。 また各支部では、感染対策を行った上で、それぞれの地域における人権課題をテーマに研修会や学習会等を行い、より効果的な啓発活動に取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症の影響で、例年取り組んでいる活動が一部出来なかった部分もあったが、そのような中でも代替案を考えるなど工夫して、研修会を実施することが出来た。	「命・まもる人権」を大きな柱の一つとして活動を行うが、その他にも各地域の課題や実情に応じたテーマを設定し、人権啓発活動を実施していく。
紀南地方人権推進連絡協議会との連携及び事務局	本協議会は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町の人権団体で組織され、各団体相互の連絡協調を図り、紀南地方における人権啓発の振興と充実に寄与することを目的として、人権活動の取り組みや支援、各種研修会等を実施する。	人権推進課	例年8月頃に総会を開催していたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため中止とした。議事については、書面決議において年間の事業計画や予算等について承認され決定した。 また、広域で活動を行うため啓発物品として「衛生対策予防セット」を作成し、各市町における講演会など様々な機会において配布するとともに啓発活動を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響で、総会をはじめ、委員研修等事業を行うことが出来なかった。 広域の会であるため、参集することについて慎重に検討する必要がある。	令和3年度も継続実施。新型コロナウイルス感染症流行の状況を見ながら、時宜に即したテーマによる委員研修の開催を検討する。
田辺市人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局	法務大臣から委嘱された田辺市内20名の人権擁護委員による組織で、特設人権相談の実施、小学校での人権教室、各種啓発、各種研修、委員相互の研鑽を図る。	人権推進課	人権の花運動写真コンテストは、新型コロナウイルス感染症の影響で応募校が少数であったため審査は行わなかった。 全国中学生人権作文コンテストは翌年に延期。 人権擁護委員の日や人権週間における街頭啓発また、企業及び福祉施設への訪問は中止。 特設人権相談については4～11月は中止。12月以降再開。 そのほか、田辺市人権教育啓発推進懇話会、田辺市児童問題対策地域協議会等への委員としての参加を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響で、部会総会をはじめ、人権教室等事業を行うことが出来なかった。	令和3年度も継続実施。新型コロナウイルス感染症流行の状況を見ながら、法務局・人権擁護委員と慎重に協議し、人権啓発活動を実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市人権教育啓発推進懇話会	適切な人権施策の取組が行われるよう、人権施策推進計画についての評価、課題等について田辺市人権教育啓発推進懇話会で審議する。また、必要に応じて社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題を審議する。	人権推進課	平成３１年３月に「田辺市人権施策基本方針改定版」策定後、懇話会の中で人権条例制定の提案があり、懇話会において条例（案）について協議を行った。 さらに、第２回の懇話会では、田辺市人権施策推進計画の令和元年度推進状況と新規事業計画等について審議を行った。 ・第１回人権教育啓発推進懇話会 日時：令和２年７月３１日 議題：懇話会の趣旨について 会長及び副会長の選任について 田辺市における人権尊重条例（案）について 小委員会の設置について 出席委員：２０人 ・第２回人権教育啓発推進懇話会 日時：令和２年１１月１９日 議題：田辺市における人権尊重条例（案）について 田辺市人権施策推進計画の令和元年度実績について 出席委員：１９人 ・第１回人権教育啓発推進懇話会小委員会 日時：令和２年９月４日 議題：田辺市における人権尊重条例（案）について 出席委員：６人 ・第２回人権教育啓発推進懇話会小委員会 日時：令和２年１１月９日 議題：田辺市における人権尊重条例（案）について 出席委員：６人 ・第３回人権教育啓発推進懇話会小委員会 日時：令和３年２月１７日 議題：田辺市人権尊重まちづくり条例（案）作成に係る事務進捗状況等について 田辺市人権尊重まちづくり条例（案）リーフレットについて 出席委員：６人 ・第４回人権教育啓発推進懇話会小委員会 日時：令和３年３月１９日 議題：田辺市人権尊重まちづくり条例（案）リーフレットについて 出席委員：６人	人権尊重をより強固なものとするため、懇話会及び行政で協議を重ね、不当な差別やあらゆる暴力のない、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現をめざすための条例ができた。	令和３年度は、人権条例の周知方法及び今後の研修計画等について検討する。また、推進状況報告は引き続き継続し、懇話会の意見や提言を、今後の人権施策に反映させていく。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局、県、市町村、和歌山県人権擁護委員連合会、和歌山県人権啓発センターで構成。さらに県下は２ブロックに分かれていて、田辺市は、みなべ町から新宮市までの紀南地域ネットワーク協議会に属している。	人権推進課	令和２年度については、会議の開催なし。	県下２ブロックに分かれており、ネットワーク協議会全体として目立った活動はない。関係機関相互の連携が図られつつある中、主担当となる和歌山地方法務局のリーダーシップが望まれる。	今後も、各市町村での連携・協力関係をさらに深め、紀南地方全体の人権啓発活動をより効果的に推進していく。
学習教材の開発等	市民の学習ニーズや課題に応じ、視聴覚教材の整備に努め、市のホームページで掲載する。また、公民館等で人権学習を実施しやすいように、独自の学習教材の作成に努める。	人権推進課	視聴覚教材として、女性の人権、職場の人権、子どもの人権など６巻のＤＶＤソフトを購入した。 令和２年度の貸出本数は８８巻（５２団体）	学校や企業での人権研修に使用するなど様々な人権問題についてより理解を深めることができた。	貸出し本数、団体数は増加傾向であり、今後も様々な機会を通じて、啓発活動を実施していく。
各種意識調査	田辺市独自の意識調査としては、合併前の平成３年に「いまここに起つ」と題された同和問題意識調査報告書をまとめ、県では平成８年と平成１３年に「同和問題に関する和歌山県民意識調査」がまとめられている。市単独での人権に関する意識調査については予定していない。県が平成３０年度に「人権に関する県民意識調査」を実施する際、市としても協力をした。	人権推進課	令和２年度は実施していない。 参考として、第２次田辺市総合計画（後期基本計画）策定に係る市民アンケート調査が平成２８年度に行われ、そのなかで「身の回りで人権が守られていると思いますか。」という問いに、７１．９％の人が守られていると思うと回答している。	未実施のため、評価は特になし。	今後も、県が５年に１回実施する「人権に関する県民意識調査」に協力をしていく。
人権を考える集い（中止）	教育委員会、田辺市人権擁護連盟等各種団体と連携しながら、時宜に即したテーマで講演会を実施する。	人権推進課	令和３年２月６日（土）紀南文化会館小ホールで「命まもる・人権」をテーマに開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止。	未実施のため、評価は特になし。	令和３年度についても、感染症対策が必要な状況であることから、動画配信形式等で開催できる方法を検討する。
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	人権推進課 男女共同参画推進室	常に人権尊重の意識を持って公務を遂行するように市職員研修会を開催した。 ・田辺市新規採用職員研修 参加者３０人 令和２年７月１４日 「男女共同参画社会づくりの推進について」 講師 男女共同参画推進室 「人権啓発の推進について」 講師 人権推進課	指導的立場となる市職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重を念頭に置いたまちづくりを推進できるように研修会を行った。	あらゆる行政分野において人権尊重の意識高揚が図られるよう、職員の人権研修については今後も、継続的に実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	生涯学習課	令和2年8月～9月の期間、各公民館において、地域の人権教育・啓発の指導的立場にある、公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事、人権擁護連盟理事、その他関係者を対象にDVD視聴研修会を実施した。 講師に、NPO法人「笑輝」理事長 小西治子氏を招聘し、事前に、体験談をとおした障害児理解を中心に、「みんな笑顔になるために ～子どもの可能性を信じて～」と題した講演を実施した。その講演を録画したDVDにて各公民館で視聴研修会として開催した。 参加者数：113名	研修後に実施したアンケート調査の結果、回答いただいた86名中80名（約93%）が「とても参考になった」、「まあまあ参考になった」と回答している。参加者からは、障害児理解についての研修機会となったこと、また、コロナ禍の中、DVD視聴という形の研修会を実施したことは、大変意義のあることであったとの感想をいただいた。 今後も、できる形を模索しながら、研修を実施し、アンケート等からの客観的な評価を参考にしながら、研修内容を検討していくこととした。	今後も、指導者を対象とした研修については、継続的に実施していく。
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	生涯学習課	全25の小学校において、保護者学級を開催。 参加者の延べ人数は2,840名	各校において人権に関する視点を幅広く持ちながらテーマを設定し、計画を立てて開催することができた。子どもに関する人権を通して、保護者の人権意識を高めることができた。	子どもを育てるという視点を踏まえ、各校の保護者が興味関心をもっていた内容の保護者学級を、実施していくものとする。
		学校教育課	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対して様々な角度から人権啓発を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、講演会等は行わず、それぞれの学校での人権啓発を図った。	児童生徒の人権意識の向上を図るには、保護者の人権意識の向上が必要不可欠である。各学校での取組は、研修を受ける機会の少ない保護者にとっては大変有意義であり、人権意識の向上に繋がっている。	令和3年度も継続予定。
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。	人権推進課 男女共同参画推進室	・令和2年6月号で、DVに関する相談窓口及び男女共同参画週間について ・令和2年9月号で、「田辺市における人権尊重条例（仮称）」素案意見募集及び新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発について ・令和2年11月号で、たなべ人権フェスティバルオンライン配信及び男女共同参画連絡会企画DVD鑑賞会、男女共同参画センター講座について ・令和3年1月号で、男女共同参画センター講座について 以上を広報に掲載した。	当地方の特色を活かした内容での掲載に努めた。 講演会や研修会の参加呼びかけについては、写真を入れてわかりやすくするなどの工夫を凝らした。	令和3年度においても、引き続き広報紙による積極的な人権講座等案内を行う。また、不定期で（令和3年度は6・9・2月）「人権コラム」を掲載し、広く市民に人権啓発を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼び掛けや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。	企画広報課	担当課から掲載依頼があった案件について、トップニュース（R2年5月号・9月号・10月号）、情報ボックス（R2年5月号・6月号・11月号・R3年1月号）、裏表紙（R2年11月号）、相談日程（常時）で記事を掲載し、市民に対する人権啓発を行った。 更に、広報田辺9月号では折込チラシで人権啓発の取組も実施した。	紙面における文章や写真の取扱いについては、常に人権尊重を念頭に置きながら、個人情報保護や文章表現等に十分な注意を払っている。また、人権啓発を効果的、継続的に行うには、掲載内容がマナー化しないよう、より紙面の工夫を行う必要がある。	令和3年度においても、紙面構成を更新した広報紙についても更なる記事掲載に取り組み、積極的な啓発を行う。

2. 人権の視点に立った行政の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	- 相手の立場に立った対応に心がける。 - 性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 - 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 - 職場内で人権についての学習を深める。	人権推進課	人権相談を受ける場合には、できるだけ相談者の立場に立って懇切、丁寧に相談内容を聞き取り、基本的に複数人で行っている。また、女性からの相談については、女性職員が対応するなど、相談しやすい雰囲気作りにも心がけている。 人権問題に関する認識をさらに深めるため、課内協議や各種研修会、講演会にも積極的に参加を行った。 その他にも、個人情報の漏洩を防ぐために不必要な用紙はシュレッダーにかけ、人権相談関係の書類や住宅新築資金等貸付金の償還台帳等は、書庫にカギをかけて保管している。	日常の業務の中から、人権について気づきを深め、それを行動にうつすことが今後も必要である。	令和3年度も継続実施。
		生涯学習課	中央公民館並びに各地区公民館における住民の方々への対応や窓口及び電話での対応の際には、相手の立場を尊重した対応に心がけるとともに、個人情報の保護等にも配慮するように努めている。 また、研修の機会を活用すべく、各公民館で実施している人権学習会の企画立案に積極的に取り組み、広く人権問題に関する認識を深められるように努めている。	主事会や人権合同研修会などで職員を対象とした教育、啓発を実施することで、人権意識の向上を図っていく必要がある。	今後も、人権尊重の立場に立った業務の遂行に取り組むとともに、引き続き職員に対する教育、啓発を実施していく。
		学校教育課	地域住民や保護者の方々に対応する際は、相手の立場を尊重した対応を心がける。また、職場内で人権意識の向上に努め、よりよい職場づくりに努める。5月校長・園長会で不祥事防止マニュアル等の研修資料を配布し、職場でのモラル等についての伝達を行った。	一人一人が、人権意識の向上に努め、よりよい職場づくりに努めた。	令和3年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	- 相手の立場に立った対応に心がける。 - 性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 - 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 - 職場内で人権についての学習を深める。	男女共同参画推進室	男女共同参画を推進する上では男女の人権の尊重が最も重要であるため、相手の立場に立った対応や個人情報の保護など人権の尊重については、常に心に留め職務を遂行している。職員は、性別にかかわらず、個人が持っている能力を十分発揮しながら業務に取り組んでおり、また、男女共同参画センターでは人権に関する講座も開催しているため、学習を深めることができた。	男女共同参画センターで開催する講座・講演会については、職員だけではなく、市民に対しても人権について学習を深める良い機会となっている。	令和3年度も継続実施。
		自治振興課	課員が平素から左記の取組項目について常に留意しながら業務の遂行に努めた。	市民活動係、市民生活係共に、市民と直接接する機会の多い部署として所管事務の遂行に当たり、左記の取組項目を積極的に推進した。	令和3年度も継続予定。
		情報政策課	課員それぞれが、事業内容を理解し、実行できるよう職員対象の研修に参加するなど取り組みをおこなった。	特に問題はなかった。	今後とも、各課員がそれぞれ事業内容に掲げられた各項目を念頭にに取り組む。
		企画広報課	広聴広報業務を実施する際には、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組んでいる。特に、市政「未来ポスト」をはじめとする広聴業務の遂行に当たっては、庁内における個人情報の取扱いについて指導徹底を行っている。	広報田辺等の広報業務や市政「未来ポスト」等の広聴業務を実施するに当たり、常に市民の人権の尊重や個人情報の保護を念頭に置いて取り組んでいる。 また、市ホームページ及びSNS等における個人情報の保護の取扱いや防災行政無線の放送内容については、今後ともより徹底し、十分な注意を払う必要がある。	令和3年度も継続実施する。
		南部・西部・芳養センター	利用者・相談者の年齢層が幅広く、相談者に寄りそい対応をしている。 利用者・相談者の連絡先や内容について個人情報を厳守している。	左記の取組項目について積極的に推進した。	令和3年度も継続実施。
		総務課	朝礼等の機会を捉えて、相手の立場に立った対応など人権尊重を意識した業務の遂行を徹底し、課内全員で取り組んだ。	人権尊重の立場に立った業務の遂行が図られた。	今後とも、人権尊重の立場に立った業務の遂行に取り組む。
		市民課	市役所の一番最初の窓口として、お客様のニーズを的確につかみ、気持ちよく用件をすませられるような対応を心がけた。	さまざまなお客様がいる中で、トラブルがあった場合はその内容を共有して今後の対応にいかす。	今後も継続する。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	- 相手の立場に立った対応に心がける。 - 性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 - 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 - 職場内で人権についての学習を深める。	商工振興課	商工振興課においては、企業誘致及びマーケティング活動等、対外的な業務が主流となっているため、年間を通して不特定多数の方々との交渉・協議が多くなっている。そのため、各課での共通取組となる左記事項については、十分に認識し、かつ、積極的に取り組んでいる。	事業の内容を意識しながら、業務を実施することが出来た。	鋭意継続して取り組む。
		土木課	市民からの土木行政に対する様々な要望や苦情に対し、相手側の身になった対応を心がけ、また公正な対応に努めた。	全ての要望等に対応できない面もあるが、相手側の理解も得た中で一定の対応はできている。	引き続き継続。
		建築課	建築課では、市営住宅の管理全般を行っており、市民との直接的な対応も多いことから相手の立場にたった対応に心がけ、特に個人情報の保護など、市民の人権の尊重を念頭に置き取り組んでいる。	相手の立場に立った対応や個人情報の保護等市民の人権尊重については概ね取り組んでいる。	今後も窓口や事業実施時には、相手の立場に立った対応を心がけ、個人情報の取り扱いについても、市民の人権尊重を念頭に引き続き取り組んで行く。
		都市計画課	日々の業務において、性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場を形成されるよう心がけつつ、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応に心がけている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も業務内容柄から情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応が必要である。
		スポーツ振興課	窓口、電話、現場での対応の際には、相手の立場に立った対応を心がけるとともに、体育施設への人権に関する落書きが発生しないよう各施設の見回りなどに努めている。 (令和2年度 人権に関わる落書き件数0件)	特になし	引き続き実施
		健康増進課	健康相談、ひきこもり相談や子育て相談において、相手の立場に立った丁寧な対応を心掛け、常に職員同士で確認しながら取り組んでいる。また、相談業務等で得た個人情報について、慎重に取り扱っている。	窓口や事業実施時の対応については、相手の立場に立ったものであるか職員同士で確認しながら取り組んでいる。個人情報の提供については、条例に沿った対応を実施している。	窓口、事業実施時は、市民の立場に立った対応を今後も徹底していく。個人情報の取り扱いについては十分に留意し、提供資料の返却を徹底し、保護に努める。
		子育て推進課	左記のすべてに取組を進めた。	手続きに來られる市民に対し、相手の立場に立った対応を心がけ、スムーズな手続きに努めた。	令和3年度も継続して、業務の推進を図る。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	・相手の立場に立った応対に心がける。 ・性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。	やすらぎ対策課障害福祉室 消防総務課	下記の研修会等への参加により、現在の障害のある人の置かれた状況等の理解、障害のある人の生活支援・就労支援の方法の修得、各障害別の特性等の理解につながり、窓口等で相談を受ける際の参考となっている。 ①自立支援協議会の全体会議での研修会や定例会議での事例検討への参加。 ②社会福祉法人等が主催する各種研修、フォーラム等への参加 ③部内での福祉研修 など ・男性職員、女性職員を分け隔てなく、同じ業務を遂行した。 ・田辺市消防職員委員会（消防組織法（昭和22年法律第226号）第17条の規定に基づき設置）の委員として、女性職員1名を指名。（構成メンバー：委員長 消防総務課長、委員8名。任期：1年。資格等委員に求められるもの：組織区分ごとに、消防長が委員を指名する。なお、組織区分ごとに指名する委員の半数は、組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名する。） ・令和元年度に本部内に設置した現行消防体制評価検討委員会に女性職員1名を参加させ、女性の視点からの評価も反映し、今後の施策等に反映するものとした。	各団体等が開催する研修会等へ参加することにより、スキルアップにつながっている。 女性職員の活躍推進を組織的に進めるとともに、職場環境の改善に取り組んでいる。	今後も、機会があれば、積極的に参加を促していく。 令和2年4月から兼務ではあるが、消防総務課に女性職員2名を配置した。これにより、女性が活躍し易い職場づくりを一層推進するとともに、一人ひとりが大切にされる職場環境づくりに向け取り組む。
取組の確認	市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくため、各課でどのようなことに気をつけて、行政の推進に取り組んでいるかを確認する。	人権推進課	田辺市人権施策推進計画の進捗状況を把握することで、全庁的に各課がどのようなことに気をつけて、人権施策の推進に取り組んでいるのかを確認した。	社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑、多様化しており、新たな人権課題についても、素早い対応ができるように研修等を重ねていく必要がある。	令和3年度も継続実施。
市民憲章の朗読	「人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。」とうたっている市民憲章の精神を尊重し、実践するため、田辺市自治会連合会総会、田辺町内会連合会総会等自治会活動の場において、参加者全員による市民憲章の朗読を行う。	自治振興課	田辺町内会連合会及び田辺市自治会連合会総会資料裏表紙に市民憲章を印刷し全会員に配布。 ・田辺町内会連合会 86組織 ・田辺市自治会連合会 214組織 田辺町内会連合会及び田辺市自治会連合会総会冒頭において市民憲章の唱和を行う。 ・田辺町内会連合会 対象者 86名 ・田辺市自治会連合会 対象者 44名	市民憲章の朗読により、地域自治組織における人権意識の高揚と全市一体となった普及促進活動を行うものだが、コロナ禍により実施できなかった。	令和3年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
職員向け人権及び男女共同参画研修の実施	7月14日 新採用職員研修（前期）のカリキュラム内において「人権啓発の推進について」及び「男女共同参画社会づくりについて」と題して研修を実施する。新規採用職員研修、一般職員基礎研修、一般職員一次研修、監督者二次研修、管理者研修でのカリキュラムにおいて「人権研修」を実施する。	総務課	◆市で実施： 7月14日（対象者：新採職員）「新採研修(前期) 人権啓発の推進について」[受講者数 27人] ◆和歌山県市町村職員研修協議会が実施： 12月15－17日 「新規採用職員研修」（対象者：新採職員）[受講者数 15人] 3月3－5日「一般職員基礎研修」（対象者：3年目の職員）[受講者数 13人] 6月24－25日「一般職員一次研修」（対象者：6年目の職員）[受講者数 12人] 10月29－30日「監督者二次研修」（対象者：係長級5年目の職員）[受講者数 9人] 11月19－20日「管理者研修」（対象者：課長級昇格者）[受講者数 14人] ◆その他 1月28日「第21回和歌山・人権啓発研究集会」[受講者数 2人]※2年に一回	人権に関する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に実施していく。
職員を対象とした挨拶運動の実施	・新規採用職員研修（前期）において、挨拶運動を実施する。入庁半年後の10月1日にも実施。具体的には、本庁、市民総合センターに分かれ、出勤する職員に対し、タイムカード前で挨拶運動を実施する。 ・新規採用職員（消防職員等除く。）を対象に、「春の全国交通安全運動 交通安全決起集会・街頭啓発（紀南文化会館前）」に参加する。 ・市職員としての心構えと接遇等の実践、服務規律について、機会をとらえて、部長会を通じて、全職員に周知、徹底する。	総務課	毎年、新規採用職員の入庁2日目の出勤前と入庁半年後に、タイムカード前において挨拶運動を行うことで、挨拶が基本であることの重要性を認識させるだけでなく、挨拶される側の意識改革を促すことで、職員全員に挨拶の動機付けを図ることができる。	継続的な取り組みが重要である。	令和3年10月1日 新採研修（挨拶運動） ※新型コロナウイルスの感染症の影響により中止の可能性あり。 ※令和3年4月1日 新採研修（挨拶運動）及び春の全国交通安全運動 交通安全決起集会・街頭啓発は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
避難行動要支援者の支援対策	自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に対し、避難行動要支援者名簿を提供することで、災害時に支援を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日頃から地域の支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。	防災まちづくり課	平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿として法的に位置付けられ、名簿の提供を行う場合は市による本人の同意の取得が必要となったことから、名簿の提供を行うことに同意を得られた避難行動要支援者については、自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に名簿の提供を行った。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、民生委員による避難行動要支援者宅への訪問調査を中止したため、個別計画を作成できなかったことから、自治会等には名簿（一覧表）のみの提供となった。	名簿については、災害時のみならず平常時においても、避難行動要支援者への支援の一つの手段として活用していただけでなく、さらに啓発に努める必要がある。また、多種多様な災害に対応するためには、避難行動要支援者本人の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが課題となっている。	令和3年度においても避難行動要支援者名簿の提供を行う。
人権に配慮した企業誘致	企業誘致活動においては、地域との連携を重視し、人権や環境を大切に企業の誘致に努める。	商工振興課	人権に配慮した企業誘致を進めるとともに、誘致企業や地元との調整においても、人権や環境に配慮しながら業務を実施した。	事業の内容を意識しながら、業務を実施することが出来た。	令和3年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交流推進事業	常に人権尊重を基本として、「交流推進事業」に取り組む。特に「人を思いやる心」を常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図る。	商工振興課	首都圏・都市部において地域産品への注目が高まりつつあることを受け、農林水産物の流通を促進し販路拡大を図るとともに、令和２年度については、新型コロナウイルスの影響により、地域間交流を積極的に行うことが出来なかったが、インターネットの活用等対面ではない手法により田辺市への関心を高め、市内特産品の販売促進や観光客の増進に取り組んだ。「人を思いやる心」については常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図った。	交流事業を行う上で、最も根幹となるのは相手方を理解し尊重することから生まれる信頼関係であるため、常に人権を尊重し、相手方を思いやる感性を重視し、取り組んでいる。	令和３年度も継続予定。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内及び県外での活動は当面控えている状況。
田辺市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度	平成２４年１２月１７日から施行し、平成２４年度分から適用。住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその旨を告知し、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止をはかる。	市民課	不正取得された本人に告知を行うことにより、権利利益を守るとともに、不正取得の抑止をはかる。	不正取得が発覚して、その事実が確定し告知するまでの期間が長期間に渡るため、告知が遅くなる。 事件についての写し等の利用状況については調査権がないため、新聞報道や国（県）からの情報に頼っている。	今後も継続する。
田辺市事前登録による本人通知制度	平成２５年１０月１日から開始。 住民票の写しや戸籍の附票の写し又は戸籍の謄抄本の発行を第三者等に交付した場合に、事前登録した者に対し、交付の事実を通知する制度。 不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図る。 平成２８年４月からは、登録期間（３年間）を廃止し、更新手続を不要とした。	市民課	不正請求の抑止や早期発見。 不正取得による個人の権利侵害の抑止、防止に役立つ。	登録者数４２３人（Ｒ３．３月末現在） 通知件数３０件（Ｒ２年度）	制度の周知について、今後も広報やホームページ等を通じて積極的に継続していく。
相談者や要保護者等の人権尊重	生活保護の対象者は、高齢や障害・傷病等で就労が困難であるなど、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や要保護者等の人権を第一に考えるとともに、相手の立場に立って対応するよう、係内会議等を通じて常に研鑽に努める。	福祉課	新たに配属されたケースワーカーは、社会福祉主事資格を取得し、福祉に携わる職員としての資質向上に努める。 また、随時開催しているケース検討会などの係内会議等の機会では、個別ケースの検討を通じ、職員相互に対人援助技術の向上を図るとともに、職場内外における人権に関する研修、講演会に参加するように努めた。	生活保護に市民の関心が高まる中、担当職員には常に、相手の人権を尊重した対応に努めている。	近年増加傾向にある複合的な課題への対応に際しては、関係部署と連携しながらより一層対象者の人権に配慮した取組を進めていく。

3. 人権教育・啓発の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
企業・各種団体等での人権啓発	企業の評価を、経済的な面だけでなく、人権尊重や環境保護などの視点から評価する動きも一般的になってきた。このような状況下で、企業からの講師派遣の要望に基づき、指導員を講師として派遣する。	人権推進課	令和２年度は企業からの要望はなかった。	新型コロナウイルス流行の影響で、企業の研修等の実施が困難であった。	企業における人権教育・啓発の取組を促進するため、田辺市企業人権推進協議会と連携して、学習相談への対応や情報・教材の提供、講師派遣などの支援を行っていく。
	各種団体での人権学習・啓発については、派遣要望に応じて人権推進課指導員を派遣する。また、市の人権行政について講座を希望する場合は、課長等が講師を務める。	人権推進課	令和２年度は２団体から要望があり研修を実施。 ・田辺市人権擁護連盟新任・基本部会理事研修 参加者２０人 「人権擁護連盟の歴史と活動」 講師 朝井正喜氏（元人権推進課指導員） ・田辺市人権擁護連盟基本部会理事研修 参加者１２人 「田辺市人権施策基本方針改定版について」 講師 人権推進課	人権推進課に対する学びあい講座での要望は少ない。	令和３年度も継続予定。
警察職員との連携	警察から要望に応じて人権推進課指導員の派遣等を実施する。	人権推進課	警察への派遣実績はなし。	県の組織でもあり、現実的には警察との連携は難しいと思われる。	要望があれば対応をしている。
人を大切にする教育の推進	各公民館において、「人を大切にする教育」に基づき人権教育をより積極的に展開するよう、公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事に対して指導を行う。	生涯学習課	主事会や生涯学習（人権）推進員会議など機会を通して、「人を大切にする教育」基本方針に基づいた教育啓発活動を展開するよう、共通認識と意思統一を行った。	「人を大切にする教育」基本方針を確認することにより、統一した考え方に基づいた事業展開を図ることができた。	今後とも、あらゆる機会をとらえて、「人を大切にする教育」基本方針については、確認の取組を行っていくものとする。
	人権教育担当者会・管理職研修会及び定例学校訪問等を利用し、各学校・園に対して「人を大切にする教育」の全体計画に基づき、人権教育をより積極的に展開するよう指導する。 また、各学校・園では教育計画に基づき、道徳をはじめとした全教育活動を通して人権教育を実践し、児童生徒の人権意識の向上に努める。	学校教育課	・年度当初の校長・教頭・園長会において、学校教育指導の方針の説明の中で、人を大切にする教育の推進について指導した。 ・令和２年５月から同年１１月にかけて、定例学校訪問を実施し、その中で人権教育を積極的に展開するよう指導した。 ・人を大切にする教育主任・学習支援推進教員研修会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、実施せず「人権教育」については各校による研修を行った。	研修会等を通じて、各学校に指導することができた。また、各学校では教育計画に基づき人権教育を推進しており、児童生徒の人権意識の向上を図ることができた。近年、いじめ・インターネットによる人権侵害、生活困窮者、外国人、性同一性障害など様々な人権課題が上がっているため、田辺市の実態に応じた研修を今後も行っていく必要がある。	令和３年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交通安全対策事業、田辺市暴力追放協議会事業、田辺地区防犯協議会事業	市民の基本的人権の根底となる生命を守り、安全・安心な生活を保持するため、警察署との緊密な連携を図りながら、交通安全対策事業（街頭啓発・指導等）及び暴力追放活動（決起集会・パレード等）並びに防犯活動（紀伊田辺駅前におけるマナーアップキャンペーン等）を行う。	自治振興課	■交通安全対策事業 ①行政機関や民間の各種関係機関等で組織する「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」で、春（4月6日～15日）・秋（9月21日～30日）の全国交通安全運動期間及び夏（7月11日～20日）・冬（12月1日～10日）の交通事故防止県民運動時に広報・啓発活動を実施した。 ・12月2日、旧市内のスーパーにて街頭啓発を実施した。 ・その他の街頭啓発は、新型コロナウイルスの影響により中止となったため、市施設や関係機関に啓発物品を配布した。 ■田辺市暴力追放協議会事業 ・7月10日、田辺市暴力追放協議会総会を開催（書面表決）。 ・新型コロナウイルスの影響により暴力追放決起集会及び街頭啓発パレードは中止となったため、関係機関に啓発物品を配布し、暴力追放を呼びかけた。 ■田辺地区防犯協議会事業 田辺警察署（生活安全刑事課生活安全係）を中心に防犯教室の開催や特殊詐欺防止対策等の犯罪防止啓発を実施した。	■交通安全対策事業 高齢者が関わる交通事故の割合が高いことから、事故防止のための事業を実施する必要がある。 ■田辺市暴力追放協議会事業 すべての暴力をなくすための本事業を引き続き実施する必要がある。 ■田辺地区防犯協議会事業 特殊詐欺等の犯罪者集団や、悪質商法業者から、高齢者が狙われることが多いことから、被害防止のための事業を実施する必要がある。	■交通安全対策事業 ①令和3年度も継続予定。 ■田辺市暴力追放協議会事業 令和3年度も継続予定。 ■田辺地区防犯協議会事業 令和3年度も継続予定。
田辺市企業人権推進協議会	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	令和2年度の事業計画に基づき、研修会を実施した。 【令和2年度事業計画】 1. 明るく働きがいのある職場づくりをめざして、各事業所が自主的、主体的に研修機会をもてるよう啓発活動を推進します。 2. 企業内人権啓発を推進すべく、市人権推進課との連携の下、講師の依頼、啓発ビデオの提供等企業内研修会の開催を支援し、また、各種研修会の案内と参加の呼びかけに努めます。 3. 人権啓発に係る国や県等関係機関との連携を図り、人権啓発のための推進体制の充実に努めます。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、理事会及び総会については、書面決議により実施。	現在、会員が48企業あり、7参与会員とともに、昭和58年度から令和2年度までに、延べ591企業、48,745人の参加により企業内研修が行われてきた。最近の実績としては、年間10社程度となっているが、さらに企業内研修の実施企業を増やす取組が必要である。	令和3年度の理事会及び総会においても書面決議での実施予定であり、コロナの収束が見通せない状況であるが、今後とも会員企業の募集に努めるとともに、企業内研修の実施企業を増やすべく、県の人権担当部署とも連携しながら、企業の代表者や研修推進員等を対象とした研修会等を通じ、より一層推進していく予定である。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
公民館 地域別人権学習会	市内の各公民館がそれぞれの地域において、人権の重要課題に対する基本的な認識を十分踏まえながら、市民一人ひとりが人権課題を発見し、身の周りにある具体的な人権課題の解決に結びつくような人権学習会を開催する。 開催にあたっては、公民館長と公民館主事が、生涯学習（人権）推進員と協議し、公民館区ごとに各種団体・機関等の協力を得ながら人権学習実行委員会を組織して、学習会の企画・運営等について協議する。	生涯学習課	令和２年度は７会場で開催し、延べ９回、259名の市民の参加があった。テーマについては、市内共通テーマを「人権と防災」と設定したうえで、各公民館が推進員を中心とした実行委員会において、情報モラルや認知症、親子関係など防災に限定せずにテーマを設定し、多様なニーズに応えられるように努めるとともに、一部地域では新たな取組としてオンラインで学習会を開催した。また、昨年度末は新型コロナにより実施できない人権学習会があったことから、時期を早めての実施を検討した。	引き続き館長、主事と生涯学習（人権）推進員、人権擁護連盟理事が連携、住民参画により地域の人権課題について十分協議した上での企画、立案に努めていく。企画、立案にあたっては、新たな法令等の理解や周知に資する内容及び社会情勢に応じて興味関心や当事者意識を持ってもらえるようなテーマ設定を進め、広報などで幅広い参加者を得るための創意工夫を行うとともに、開催時期や方法について見直しを図りながら取組を進めていく必要がある。	各地域の課題、諸問題等を踏まえてテーマを設定し、実行委員会の組織を中心に地域別人権学習会を開催していくものとする。
田辺市民生児童委員協議会研修会	民生委員・児童委員は、その活動に当たり、個人の人格を尊重することはもとより、基本的人権に関する正しい認識に基づき活動を進めていくことが基本となる。田辺市民生児童委員協議会では、こうした人権意識の高揚を図るため、年に１回以上の人権学習会の開催または他機関が開催する人権講演会等への参加に努める。	福祉課	田辺市民生児童委員協議会では、事業計画の一つである「民生委員・児童委員の研修の推進」の中に人権学習の推進を位置付けている。例年、和歌山県民生委員児童委員協議会主催の研修会において人権学習に取り組んでおり、令和２年度においてはコロナ禍のため各種研修会が中止となる中、次の研修会において、人権学習を行った。 R 2.11.13 和歌山県民生委員児童委員協議会「主任児童委員研修会」（参加委員21名）『児童相談所と児童虐待』、『親だからできること、親じゃない人だからできること』の２講演が行われ、児童虐待防止の観点から、児童の人権について学習した。	田辺市民生児童委員協議会主催の研修、県民児協の研修を通じ、民生委員・児童委員活動の基本となる人格の尊重や人権意識の高揚について学ぶことで、会員個々の修養を図ることができた。 児童虐待防止のための「あかちゃん訪問」事業についても継続して取り組んだ。	継続して人権学習、児童虐待防止活動に取り組むたい。
人権を考える学習会	田辺市人権擁護連盟中辺路支部と中辺路公民館が各年度交互に主催し、人権に関する学習機会の提供を行っている。	中辺路行政局 総務課	主催は、中辺路公民館。田辺市人権擁護連盟中辺路支部、田辺市女性会連絡協議会中辺路支部、中辺路町老人クラブ連合会共催で実施する予定であったが、コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。	特になし。	昨年度においては、コロナウイルス感染防止の観点から中止としたため、今年度も昨年同様中辺路公民館が主催し、人権擁護連盟中辺路支部が共催して、実施の方向で進めている。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権標語による啓発活動	中辺路町内の各小中学校に人権啓発標語を募集し入選者に対して表彰を行い、副賞を贈っている。 この取組は、平成15年度から継続されており、人権擁護れんめい日より、中辺路公民館だよりに掲載し、啓発カレンダーも標語入り啓発カレンダーとするなど啓発活動に取り組んでいる。	中辺路行政局総務課	厳正な審査の結果、中辺路小学校4作品、近野小学校4作品、中辺路中学校2作品、近野中学校2作品が入選し、その内、小中学校でそれぞれ1作品が優秀作品となった。 啓発カレンダーについては、中辺路町内保育園および小中学校と支部理事による啓発活動で配布した。	特になし	今後もこの活動を継続していく予定。
人権お話会	小中学生各校代表者により、人権作文の発表会と講演会を開催。	本宮行政局総務課	◆新型コロナウイルス感染症対策として「人権お話会」は中止した。 ◆作文は、作文集として製本し、本宮管内で各戸配布を行った。	一般参加者の参加増が課題である。	令和3年度も人権週間に開催予定。
新成人感謝のメッセージ募集事業	本宮行政局管内で実施している、新成人を祝う会のときに、親・恩師・友人に感謝のメッセージを書いていただき、メッセージボードを作成し行政局ロビーに展示。欠席者については、出欠はがきに記入してもらい、代筆をする。	本宮行政局総務課	◆新型コロナウイルス感染症対策として、「新成人を祝う会」は中止したため、メッセージの募集及び展示も中止した。	メッセージを機に人権の大切さを考えていただけるようにしていくこと。	今後も新成人として家族やふるさとへの思いなど振り返る好機として継続して実施する。

4. 相談支援体制の推進

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権相談	市民の人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行う。	人権推進課	相談件数は8件、延べ8件あり。主なものとしては近隣トラブルや、職場でのトラブルなど。必要に応じて、関係機関との連携や適切な助言に努めた。	女性の悩みや相談には女性職員が応じることにより、利用者が、安心かつ容易に利用できる相談体制づくりに努めた。	相談窓口が最も身近な人権救済窓口としてその機能が発揮できるよう、誰もが安心して相談できる体制づくりや相談業務の適切な実施に努める。また、複雑・多様化する人権問題に対して、国・県・各専門機関との連携や協力を図りながら適切な指導や助言を行っていく。
登記・相続・人権相談	法務大臣の委嘱による田辺部会所属の人権擁護委員が相談員となって実施する。（旧田辺では年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では各年2回実施）	人権推進課	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、4月～11月までは中止。12月以降開設を再開し、旧田辺では2回、龍神2回、中辺路0回、大塔1回、本宮1回開設をした。	特設相談では、相続・登記に関する相談はよくあるが、人権相談は比較的少ない。	令和3年度についても、コロナの感染症対策を十分に行い相談所の開設を行う。
不登校児相談	不登校問題に関する相談窓口を適応指導教室に設け、随時、電話相談や面接相談を行う。また、不登校児童生徒に対しては、各学校との連携のもと適応指導教室への通級指導や家庭訪問等を行い対応する。	学校教育課	令和2年度適応指導教室通室生（32名登録）の状態について在籍校と連携を密にしながら、学校支援や体験活動を行った。	様々な問題を抱える児童生徒が増加し、不登校の要因も多様化しており適応指導教室の役割がさらに重要になってきている。	令和3年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
女性電話相談	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。（月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午まで）	男女共同参画推進室	令和2年度は137件の相談があった。相談者からは、人間関係の悩み、配偶者・パートナーとの悩み、こころ・からだの悩みなどが寄せられ、問題の解決に向けて自己決定ができるよう支援を行った。	悩みを誰にも打ち明けることができずに一人で抱え込み苦しんでいる相談者に対して、その傷ついた心を癒すことができた。まず一步を踏み出すことができるよう相談者の気持ちに寄り添いながら問題の整理をし自己選択が、できるように支援しているので、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」への貢献度は高いと思われる。	令和3年度も継続実施。
市民法律相談	市民が抱える法的措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月、月曜（原則）に開催する。	自治振興課	実施回数44回（本庁36回、4 行政局各2回）、相談件数177件。	市民が専門家から法的解決策を教わるができる便利な制度である。	令和3年度も継続予定。
消費生活・市民相談	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談ごとについて、市民が身近に立ち寄ることのできる消費生活・市民相談を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。	自治振興課	相談件数392件。（内訳：消費関係233件、離婚関係13件、相続関係12件、多重債務関係2件、その他132件）	問題解決のための助言や情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の意識高揚やトラブル防止が図られ、安全で安心なまちづくりに寄与することができた。相談窓口機能の更なる充実を図るため、関係機関との協力・連携を進めるとともに、担当職員的能力向上に努める必要がある。	令和3年度も継続実施。また、担当職員的能力向上を図るため、研修会への積極的な参加に努める。
隣保館相談事業	地域住民に対し、生活上の相談・人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。	南部・西部・芳養センター	毎月一回、和歌山県就職促進相談員による職業相談や市の保健師による健康相談を実施した。地域住民から日常生活においての相談、（市営住宅への入居や環境整備に関すること、介護予防、ひとり高齢者世帯、福祉に関することなど）に対応し、令和2年度は、コロナ禍により、特別定額給付金、持続化給付金等の申請補助や、生活困窮による相談に対応し、相談者の見守り支援を行った。	コロナ禍により、生活困窮者への支援、一人暮らしの高齢者への支援、市営住宅入居、介護予防、福祉の相談では関係担当部署、各種関係期間との連携を深め迅速に対応し、巡回訪問、見守り支援を行った。	令和3年度も継続実施。
一般健康相談	一般健康相談は、西部センター（デイサービスセンター）、南部センター、芳養児童センター、地域の集会所等で定期的に実施する。健康増進課、行政局住民福祉課では、電話及び窓口相談を平日に随時実施する。	健康増進課	・巡回型健康相談 70回 延参加者数 293人 ・窓口相談、電話相談（随時） 812人 ・各種イベント、教室、相談等 669人 内容：糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する相談や歯周疾患予防、骨粗鬆症予防、禁煙相談や健康に関する相談等を実施した。	窓口相談・電話相談には、保健師・管理栄養士とも随時相談対応している。巡回相談は定例的に実施しているが、参加者が固定している。	今年度も継続実施。関係機関との連携を図り参加者数の拡充を図るとともに内容の充実に努める。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年期の若者及び家族の来所、訪問、電話、メールでの相談を実施し、本人や家族を支え社会参加を促します。	健康増進課	基本的には家族相談は月１回、本人への定期相談は２週間に１回、訪問は月１回～２回、関係機関や他課と連携しながら実施した。 電話相談 ８７件 来所面談 １０８件 メール相談 ２５件 訪問 ６７件 合計 ２８７件（相談実件数 ３５件）	専任の職員を配置し、随時相談に対応できるような体制を整えている。相談に繋がっているのは対象者の一部であると思われる。関係機関と定期的に検討会を開催し連携を図っている。	対象者の内、ある程度把握できる教育関係機関との連携をさらに密にし、早期支援につながる体制作りを強化する。また、8050問題等に対応しうる新しい資源の構築に既存のネットワークを活用し取り組んでいく。
子育て相談	子育ての様々な悩みに対応する、子育て相談を実施する。 初めて親になった方が対象となる「すくすく教室」で心配ごと相談を実施する。 乳幼児健診・相談時に個別に育児相談を実施する。	健康増進課	育児相談件数 444件 育児教室（すくすく教室）実施回数 ５回 参加人数 38人	すくすく教室は、日頃悩んでいることを共有し解消したり、仲間づくりの場にもなっているが、R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小しての実施となった。 子育て相談では、赤ちゃんとかかわりなど身近な相談を気軽に受けてもらえるよう努めている。	すくすく教室では第１子を対象に案内を送付しているが、ハイリスク親子の教室参加等を促す機会の検討や個別での対応が必要である。 電話相談では、限られた情報で適切な助言ができたか評価できないため、必要に応じ訪問事業で対応していく。
家庭児童相談	家庭における子育ての悩みや問題、また子ども達が安全・安心で健やかに育つための環境づくりについて、家庭等からの相談の受付、学校や児童相談所等関係機関と連携した対応、その他調査や面接及び訪問等により家庭への支援を行う。	子育て推進課	市民総合センター内の家庭児童相談室において、平日の午前９時から午後５時まで家庭相談員が面接及び電話で相談に対応。また、必要に応じて家庭訪問により家庭への支援を行った。令和２年度相談受付は２８１件。	養育者の育児不安の解消等、心理的な負担軽減ができた。 また、児童虐待の相談や通告に対し、関係機関と連携し対応することができた。	関係機関と連携をとりながら、令和３年度も引き続き相談業務の充実に努める。
障害者相談支援事業	障害児者、その家族および関係者からの相談の窓口として、平成２０年４月から、「田辺市障害児・者相談支援センター ゆめふる」を設置し、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）に関係なく相談を受けることができる体制へと整備を行った。 ４法人（田辺市社協、ふたば福祉会、やおき福祉会、県福祉事業団）から担当者（相談支援専門員）が常駐し、市民から気軽に利用してもらえる窓口となるよう、障害福祉室及び各法人が連携を取り、運営に努めている。	やすらぎ対策課 障害福祉室	引き続き、４法人から４人の相談支援担当者が常駐し、田辺市民を対象とした相談支援事業（ゆめふる）を実施している。平成２５年４月からは相談支援事業及び西牟婁圏域自立支援協議会の事務処理担当者を１人配置し、相談支援事業担当者が相談に専念できる体制を整備している。 なお、行政局管内の在住者が気軽に相談ができるように、月１回各行政局での相談日を設けている。 また、西牟婁圏域の相談支援体制の強化を図るため、令和２年４月、地域生活拠点等整備の中核的な機関である「基幹相談支援センターにしむろ」を設置し、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の専任を２名とし、「障害者のための安心生活支援事業」の専任１名を配置する他、24時間対応支援員を置く等、相談支援事業所の役割強化や、障害のある人の自立に向けた１人暮らし支援等に取り組んでいる。	相談実績 H29：9, 237件 H30：9, 303件 R1：9, 055件 R2：8, 592件 数年前から相談件数が増加し、件数増のまま維持されている。ゆめふるが一定周知されたことにより、学校・保育・高齢者・貧困等、問題が複雑に絡む困難ケースの受付も増加。他部署で対応すべき相談が、ゆめふるに振られるケースもあり、職員の負担が増加している。	H29から退職職員の再雇用により、相談支援事業に対応できる職員が１名増加。事業の相談役を兼務。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
自殺対策について	毎年度、街頭啓発の実施及び関係団体などの支援を実施。	やすらぎ対策課障害福祉室	・9月 自殺予防週間、3月 自殺対策強化月間に合わせた啓発活動 ①市の広報紙及びHPやツイッター掲載による周知 ②市内3ヶ所スーパー等街頭での啓発物品の配布及び県やNPO団体主催による啓発事業のビラ配布 ③啓発コーナーの設置（たなべる） ④市庁舎及び市民総合センター玄関でのぼりの掲揚。 ⑤自殺予防 自死遺族交流会（わかちあい和歌山うめの花：県主催）誘致開催1回。	啓発活動に係る予算が減少し、限られた予算内での事業実施となっている。 令和元年度、田辺市第1期自殺対策計画を策定した。自殺対策計画は全庁的な計画であるが、各課の理解・協力が得づらい。	・9月の自殺予防週間・3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発活動を実施 ・田辺市自殺対策計画において、各課の進捗状況を把握し、庁内連絡会議で報告。また、課題把握を予定。 ・ゲートキーパー養成講座開催予定。 ・県主催の自死遺族交流会（わかちあい和歌山うめの花）の開催に協力。
こころの健康相談	家庭・職場などで、人間関係やストレスによる様々な悩みや不安、精神疾患など「こころの病気」に関する相談を保健所と協力し、実施する。	龍神行政局住民福祉課	奇数月第2火曜日に開催。 実施回数 5回。 相談実施 延べ人員11人、実人員4人。 来所相談だけでなく、必要に応じて訪問でも対応している。 また、相談日以外にも相談には随時対応している。 ※新型コロナウイルス感染状況を鑑み、5月の訪問での相談は中止	精神疾患をもっている方や、生きづらさを抱えている方などの家族からの相談が多い。 家族への支援により、本人、家族の心の安定につながっている。	令和3年度も継続実施。

5. 同和問題

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「同和問題」啓発	「同和問題」を含めた研修会・講演会等の実施に向けた検討を行う。「同和運動推進月間」等、啓発の機会をとらえて他の人権課題とともに「同和問題」についての啓発（資料提供）を行う。	人権推進課	11月1日～30日の同和運動推進月間には、同和問題に係る啓発物品の配布と共に街頭啓発を行った。	同和問題については、半世紀以上にわたる、人権教育・啓発活動により市民の同和問題に対する理解は浸透しつつあるものの、県内においても依然として、行政機関に対する同和地区の問合せや、差別落書き、インターネット上における差別的な書き込み等が発生している。こうした中、田辺市においても自らの問題と捉え、今後もさらに啓発活動を継続していくことが必要となる。	令和３年度についても継続して、同和問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施していく。
「住宅新築資金等貸付金」にかかる償還業務	同和対策事業の一つである「住宅新築資金等貸付金」についての経緯や目的を正しく理解して、個人情報等の取扱いに細心の注意を払いながら取り組む。	人権推進課	同和対策事業の一環として、居住環境の整備改善を図るために個人に貸付した資金の回収業務であり、貸付金は２５年の償還となっている。滞納者については訪問や償還指導を行い、貸付金の回収を行なった。長期に亘り貸付金が回収できない場合は、法的手続や債権放棄など債権の整理を検討していく。	２５年という償還期間は長く、その間、借受人の中には、収入減、死亡・病気などにより貸付金滞納が発生している。	生活が困窮している滞納者については、分納も考慮し、今後も粘り強く償還指導を行っていく。
各学校での教育活動、管理職研修会、人権教育担当者会、初任者研修	・児童生徒 田辺市教育委員会が策定している「人を大切にする教育」の基本方針を基に、人権教育の充実を図るよう各学校・園に指導する。特に同和問題に関しては、社会科を中心に教育活動全体を通じて、正しい知識と認識を深めるよう指導を行う。 ・教職員 管理職研修会などを通して、「人を大切にする教育」の基本方針についての研修を深め、同和問題を含めた人権教育の充実を図るよう指導する。	学校教育課	児童生徒 ・各学校において、「人を大切にする教育」の全体計画を作成し、実情に応じて人権教育を推進した。 教職員 ・令和２年５月から同年１１月にかけて、市内全幼稚園（４園）及び小中学校（３９校）を定例訪問し、人権教育を積極的に展開するよう指導した。 ・人を大切にする教育主任・学習支援推進教員研修会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、実施せず「人権教育」については各校による研修を行った。	教職員の人権意識の向上を図ることによって、より充実した「人を大切にする教育」を推進することができた。	令和３年度も継続予定。
地域交流事業	地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図るために、生花教室、茶道教室、健康体操教室、パソコン教室・講演会などを実施する。	南部・西部・芳養センター	南部センター：生花サークル・手話教室・健康体操教室・グランドゴルフ教室・人権学習会・大津波避難訓練・防災訓練・夏の子どもを守る運動懇話会・町内美化運動などを実施した。 西部センター：生花教室・編物教室・パソコン教室・グランドゴルフ教室・作品作り教室・「西部人権の集い」・人権学習会・教育講演会・健康講座・交通安全教室・防災教育学習会・防犯講演会などを実施した。 芳養センター：生花教室・着付教室・健康体操教室・自主防災事業などを実施した。	令和２年度はコロナ禍の影響で、事業を中止することもあったが、その中で各教室、学習会等の内容を変更、縮小することで開催した。大勢が参集する、文化祭や講演会などの中止を余儀なくされ、地域住民の交流の場、生きがいの場づくりが出来なかった。	事業継続及び広報活動の充実に努め、コロナ禍でも工夫して、出来る事業を実施する。

6. 女性の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種講座・講演会等の啓発活動	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催し、誰もが個性と能力を活かし、いきいきと暮らしていける男女共同参画社会の推進についての意識を啓発する。	男女共同参画推進室	○講座・講演会等を開催した。 男女共同参画連絡会企画講座（２回開催、参加者59名）、男女共同参画推進員企画講座（１回開催、参加者26名）、女性相談支援に関する講座（２回連続開催、参加者延べ29名）	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催することにより、固定的な性別役割分担意識の見直しや、様々な分野の活動に男女が共に参画することができる男女共同参画意識の向上が図られた。	令和３年度も継続実施。
審議会等委員への女性の参画促進	市役所各課における審議会等委員会への女性比率目標を33%とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努める。	男女共同参画推進室	令和３年３月末現在の田辺市の審議会等委員会における女性比率は31.2%であった。	委員構成が充て職となっていない場合は、その職に就いている女性が少ないことや審議内容に関する知識・経験を有する女性の専門家が少ない。各種団体から推薦される委員はその団体の会長等役職者がほとんど男性であるため女性の参画が進まない、委員構成の固定化などの問題点がある。	令和３年度も公募制度の導入や、各種団体の役職者にかかわらず女性の適任者を推薦していただくなど、女性の視点が市の施策等に反映されるよう、引き続き女性比率目標達成に向け取組を推進する。
DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動	DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行う。	男女共同参画推進室	○DVを防止するため啓発活動を実施した。 ・男女共同参画啓発誌「ゆう」にDVに関する記事を掲載した。（年３回発行） ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」に当たり、スーパーマーケットやＪＲ紀伊田辺駅前街頭啓発をするとともに、「広報田辺」１１月号にDVに関する記事を掲載した。 ・DV被害に対する相談機関に関するリーフレットを案内カウンターに配置し提供した。 ○セクシュアル・ハラスメントや性暴力を防止するため啓発活動を実施した。 ・チラシ等を案内カウンターに配置し提供した。	「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあたり、「広報田辺」においても記事掲載をすることにより人権侵害であるDV防止啓発についての認識を広めることができた。	令和３年度も継続実施。
女性電話相談（再掲P15）	女性が抱える様々な悩みに電話による相談を実施する。（月曜日から金曜日（祝日を除く）午前９時～正午まで）	男女共同参画推進室	令和２年度は137件の相談があった。相談者からは、人間関係の悩み、配偶者・パートナーとの悩み、こころ・からだの悩みなどが寄せられ、問題の解決に向けて自己決定ができるよう支援を行った。	悩みを誰にも打ち明けることができずに一人で抱え込み苦しんでいる相談者に対して、その傷ついた心を癒すことができた。まず一步を踏み出すことができるよう相談者の気持ちに寄り添いながら問題の整理をし自己選択が、できるように支援しているので、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」への貢献度は高いと思われる。	令和３年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「第2次田辺市男女共同参画プラン」の推進	田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくために、「第2次田辺市男女共同参画プラン」に基づいて、各施策の取組を推進する。	男女共同参画推進室	各課において男女共同参画社会の実現に向け、具体的施策として掲げた個々の施策の推進に取り組んだ。また、令和元年度の進捗状況を点検・評価することにより進行管理を行った。	概ね男女共同参画プランに沿った取組ができている。	令和3年度も継続実施。男女共同参画に関する施策の重要事項を審議する男女共同参画懇話会からいただいた意見を施策に反映させる。
住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び住民票の交付請求並びに戸籍の附票の交付請求に関して、被害者の住所を探索することを防止し保護する。	市民課	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び、住民票・戸籍附票の交付請求に関して、加害者が被害者の住所を探索することを防止し、保護する。	対象者が増加の傾向にある。	保護対象者の住民票等の交付については、今後もより注意深く対応していく。
男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進	女性が活躍していることを広報し、女性職員の割合を増やす。	消防総務課	・女子学生等を対象とした職業説明会に参加した。(3回) ・女子学生等を対象とした庁舎見学会を実施した。(2回) ・女性消防吏員の活躍を積極的に情報発信するため、ポスター・リーフレットを活用し高等学校等に対する広報を実施した。	広報の成果が現れてきていると考えているが、女性も活躍できる職場であるということがより浸透するよう、更に取組を推進する必要があると考えている。	消防は、男性の職場というイメージもある中、今後も女性が活躍していることを積極的に、広報・啓発をしていく。
女性消防団員の火災予防啓発活動、救急講習活動等の充実	女性の能力を生かした火災予防啓発活動や救急講習活動等を実施する。	消防総務課	救急講習 17回 防火指導、予防広報活動等 0回 ※音楽隊の活動回数は除く。	消防団活動は、災害に直接対処するだけでなく、高齢者や地域社会に対する予防活動も非常に重要であり、女性消防団員の活躍が大いに期待される。 また、子育てを経験した女性消防団員が行う、子どもの予防救急を含めた講習については、より効果的なものになっていると評価している。	令和3年度も継続

7. 子どもの人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
たなべ人権フェスティバル	子どもたちに人権の根幹となる豊かな感性を育成するため、発達段階に応じた子ども向けのミュージカル（就学前・小学生低学年が主な対象）を開催する。	人権推進課	例年、紀南文化会館大ホールで開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、オンライン配信にし、自宅等で安心して親子で楽しく人権について学ぶ機会を提供するが出来た。 ・オンライン配信期間 令和2年11月11日～令和2年12月10日 ミュージカル「ピーターパン」 視聴回数409回 また、オンライン配信した内容をDVD化し、市内保育園等で貸出しを行った。 ・DVD貸出期間 令和3年1月12日～令和3年3月31日 DVD貸出数 10団体 534人	今回、初のオンライン配信を試みたがコロナ禍の中でも3密を避け、親子で安心・安全に人権について楽しく学べる機会を提供できたと考える。	子どもと保護者が楽しみながら人権を考える機会を提供するとともに、演劇作品を通じて『相手を想う心、みんなが幸せに生きていくことの大切さ』を育むことができるように、今後も継続して事業を実施する。 令和3年度についても、新型コロナウイルス流行の状況をみながら、実公演とオンライン配信形式の両方で検討していく。
体験活動の実施	児童生徒の「豊かな心」の育成と人権意識の向上を図る為に、教育活動の中に体験的活動を積極的に取り入れる。	学校教育課	市内全中学校2年生を対象に、職場体験学習又は、職業講話などのキャリア教育を実施。市内殆どの小学校（5年生）において宿泊体験を実施したが、新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、内容を工夫して取り組んだ。また各学校の実情に応じて、福祉体験活動及び自然体験活動などを取り入れた。	新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、様々な体験活動を取り入れることにより、児童生徒に豊かな心を育成することができた。また、体験活動を実施する際には安全対策を充分にとることが大切である。	令和3年度も継続実施。
体罰やいじめの根絶	児童生徒一人一人に対してよりきめ細やかな指導ができるよう各学校に指導する。	学校教育課	・校長会、教頭会、また学校訪問等を通じて、体罰の厳禁、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応についての指導を行った。 ・各学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめ防止の取組を進めた。	体罰やいじめ根絶の指導を重ねることで、学校全体の協働体制の重要性の意識が高まった。	令和3年度も継続実施。
日本語指導助手による児童生徒への学習支援	外国出身または家庭で親の母語を使って育つことにより、日本語習得が十分にされないまま小学校に入学する児童に対して、日本語指導助手による支援を図り学習の保障を行う。また、学校生活への不安や戸惑いの軽減につながるよう担任との連携を図る。	学校教育課	対象児童の数名が中学校へ進学したことにより、日本語指導助手による支援についても、小・中学校で実施し連携を図りながら、系統的な学習支援を行った。	就学前において児童の育ってきた環境等により、日本語の習得に差があり、また中学校に進学した生徒に関しては、個々の積み上げが異なるため、学習の保障を個々に充実させるには、支援する助手の数が少ない。	対象児童の進級・進学に併せて、日本語指導助手による支援について、令和3年度も小中学校での実施を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
子育てしやすい環境づくり	安心して子どもを生み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、思春期、妊娠期から子育て期に健診・相談・健康教育等の事業を実施する。	健康増進課	・田辺市一般不妊治療費助成事業 42件 ・田辺市特定不妊治療費助成事業 61件 ・田辺市妊婦健康診査費助成事業 135件 ・マタニティスクール、パパママ教室参加者 80人 ・妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問含む）、乳幼児訪問、未熟児訪問 延べ訪問件数 902件 ・乳幼児健診 2,342人 ・育児学級 実施回数 5回 参加人数38人 ・予防接種事業 延べ接種人数 11,973人 ・5歳児アンケート回収人数 477人 ・5歳児発達相談実施回数 7回 参加人数 51人	こんにちは赤ちゃん事業は全戸訪問を目指し、訪問率は9割を超えているが、依然として訪問できない家庭がある。健診・相談事業では、子どもの健やかな発達を促し、病気や障害の予防と早期発見、早期療育のため、受診率、接種率向上に努め、高い受診率を得られた。妊婦健診に係る経済的負担の軽減を図ることで、妊婦の健康管理を充実することができた。発達等に課題のある児童の相談体制や就学に向けての支援を全5歳児を対象に実施できた。	こんにちは赤ちゃん事業の訪問率向上に努める。虐待予防の観点から、訪問等で健診未受診者の状況把握に努める。発達等に課題のある児童の相談体制や就学に向けての支援を充実していく。
児童問題対策地域協議会の設置運営	児童問題対策地域協議会において、児童虐待に関する情報交換、関係機関の連携・協力体制の推進、児童虐待防止啓発等を行う。	子育て推進課	代表者・実務者・個別ケース検討の各会議を開催し、要保護児童と家庭の支援について協議・検討した。また、街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止になる。	児童虐待防止のため、協議会のさらなる活用と、児童虐待防止啓発を進めていく必要がある。	庁内関係部署及び関係機関等と連携をとりながら、令和３年度も引き続き児童虐待防止及びその啓発に努める。
第２期「田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた施策の推進	少子高齢化の進行等により子育て環境が大きく変化していることから、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築する必要があり、田辺市では計画を策定。令和３年度からは第２期計画に基づき、個々の事業の推進状況の点検・評価を行うことによって効果的な事業実施を進める。	子育て推進課	令和２年度から５年間の期間とする第２期田辺市子ども・子育て支援事業計画に基づき各課が実施した事業について、担当課が評価・検証を行った。各事業の進捗状況については「田辺市子ども・子育て会議」にて報告し、審議した。	毎年度計画事業の見直しとともに、評価・検証を行っている。	令和３年度も継続して、事業の拡充を図る。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動（子どもを育成する活動）	異年齢の子どもによる集団遊びや各種活動等を通して、子どもの協調性や社会性を育成するとともに子どもたちが命を大切にすることを学び、人を思いやる心が育まれるよう努める。	田辺市児童館	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、事業について中止、期間を短縮、規模を縮小など行った。 【野外活動】（末広）夏野菜づくり：中止、わくわくお泊り会：中止、中学生クラブキャンプ：中止、野外福祉学習：中止、消防体験会：中止。（天神）防災学習（起震車体験）：中止。 【スポーツ活動】（天神）ミニバスケット教室：中止。（芳養）ちびっこ角力大会：中止、運動教室：中止、子どもクラブマラソン大会。 【文化活動】（末広）七夕飾り付け：中止、おやつ作り、工作教室、なんぶフェスティバル：中止、外国の文化にふれよう（天神）あそび広場、月見だんご作り：中止、工作教室、オセロ大会：中止、児童館まつり：中止、生け花教室、英語で遊ぼう、動物愛護教室（わうくらす）：中止。（芳養）料理教室：中止、七夕飾り付け：中止、児童館まつり：中止、茶道教室、おり紙教室、チャレンジ教室：中止。 【学習活動】（末広）計算教室、国語教室、英語であそぼう、中学生クラブ：中止。（天神）学びの部屋、土曜クラブ：中止。 【広報活動】（3館）児童館だよりの発刊、田辺市ホームページ掲載、各種案内チラシ。	・児童館だよりの発刊や、ホームページ等で校区全体並びに田辺市内に情報を発信することにより、多くの子どもが児童館活動に参加し、子どもが安心して遊べる「居場所」として認知されている。 しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、放課後や土曜日の定例活動、休日のイベント等について制限され、例年に比べ事業への参加者数や館の利用者数が減少した。また、少子化や学校週5日制に伴い放課後の時間が短くなったことや、日常生活での行動の多様化により、利用者が減少傾向にあり、特に中学生の利用については、クラブ活動や塾通い等の理由から、小学生に比べてその傾向が顕著に表れている。 児童館の主な事業対象は、以前は館の所在する小学校区、中学校区に限られていたが、現在では他校との交流事業の実施や、他地域からの教室、事業への参加についても積極的に取り組んでおり、更なる充実のため、地区公民館や各種団体との連携した取り組みが必要である。	・子どものニーズに加え保護者のニーズをも把握し、三館でそれぞれ実施した事業を検証し、各地域（館）に合った魅力ある事業を展開していく。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動（子育て家庭を支援する活動）	子育ての中で悩みや孤立感を感じる保護者に対して、教育相談を行う。また、子育て講座を実施し、家庭教育の充実を図るとともに関係機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行う。また、乳幼児と保護者を対象にした「おやこのへや」を児童館内に開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場を提供する。	田辺市児童館	・令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で、事業について中止、期間を短縮、規模を縮小など行った。 （3館）乳幼児と保護者を対象に「おやこのへや」を開設。 （末広）教育相談日を月2回実施。 （天神）おはなし会（読み聞かせ）、親子リトミック、親子工作教室、親子バスツアー：中止。 （芳養）教育に関する相談を随時実施、おはなし会（読み聞かせ）：中止。	・教育相談については、家庭訪問や担任及び保護者との話し合いなど、三館それぞれの手法で実施し成果を挙げることができたが、子育て講座や子育て家庭を支援する活動については、令和2年度はコロナウイルス感染症の影響から十分な取組はできなかった。 ・就学前の乳幼児と保護者を対象にした「おやこの部屋」、「フリースペースちびっこ」は、数少ない屋内の居場所として、また子育て中の保護者同士の交流の場として年々利用者も増加傾向にあったが、令和2年度はコロナウイルス感染症の影響から利用についての様々な制限が設けられたことから、利用者も減少した。 - しかし、感染予防対策を講じ規模を縮小しながらも実施を続けてきたことで、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。 - この状況を維持していき、更なる利用促進に向け、三館連携して取り組んでいく必要がある。	・教育相談や子育て講座については、学校、担任とも連携し実施していく。「おやこの部屋」等については、コロナの先行きが不透明な状況にはあるが、引き続き感染対策を講じながら、三館全て利用してみたと思っただけのような、それぞれの館が魅力のある、オープンな居場所づくりをめざし取り組んでいく。

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動（地域活動を推進する活動）	地域ぐるみで子どもを守り育てる活動・ネットワークづくりを、学校や隣保館、地域の各種団体と連携して推進し、児童館が中心的な役割を果たしていく。また、子どもクラブ等の活動の支援とリーダーの育成に取り組む。	田辺市児童館	・令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で、事業について中止、期間を短縮、規模を縮小など行った。 （末広）なんぶフェスティバルの開催：中止、夏の子どもを守る運動懇話会の開催、夏の巡回補導の実施：中止、田二小校内バスピン大会への協力、子どもみらい子育てのつどい：中止、六者会議（保育所、小学校、中学校、隣保館、公民館、児童館）。 （天神）児童館まつりの開催：中止、関係者会議（保育所、認定こども園、小学校、中学校、児童館）、地域で子どもを守る講演会：中止、西部人権の集い：中止。 （芳養）児童館まつりの開催：中止。	・例年、地域にある隣保館、公民館、学校等の施設と連携し、町内会や関係団体等と協働して「児童館まつり」、「なんぶフェスティバル」、「夏の子どもを守る運動」等を実施してきたが、令和2年度はコロナウイルス感染症の影響から中止した。コロナウイルスの影響で中止した事業は多かったが、地域の拠点として児童館が中心的な役割を果たすことには変わりなく、コロナ禍であっても関係機関と連携しながら地域における子どもを育成する事業を実施した。引き続き、事業の充実を図るとともに、地域活動には不可欠なリーダーの育成に努めることが重要である。	・まずは、コロナ禍で中止した事業の早い時期での再開を目指し、児童館活動により地域住民、世代間交流が活発になるよう、子どもクラブ等の地域活動を支援し、併せてリーダーの育成に取り組む。
児童館活動（人権教育総合推進事業）	校区全体を視野に入れ、子どもの基礎学力向上、基本的生活習慣の確立、進路の保障や地域で子育てを支援するための取組を推進する。	田辺市児童館	（末広）人権教育講演会：中止、学校訪問、担任の先生との交流会。 （天神）子育て教室、親子料理教室：中止、西部サマーキャンプ：中止。	・地区の子どものみならず、現在の子どもが抱える課題（学力課題・生活課題等）について、校区全体を含め取り組みを行った。子ども自身だけでなく、親自身の生活との関わりも大きく影響されることから、家庭の課題についても引き続き働きかけていく必要がある。	・子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している現状を捉え、関係機関等との連携をより密にし取組を進める。

8. 高齢者の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
住民バス運行事業の再編整備	過疎地（公共交通不便地域）における、交通弱者等の日常生活の利便向上を図ることを目的に、地域住民の交通手段の確保に努める。	企画広報課	幹線道路は民間路線バス、各行政局管内の交通空白地については、住民バス（市町村運営有償運送）支線を運行し、幹線を運行する路線バスへ接続することにより、交通弱者等の日常生活に必要不可欠な交通手段を確保している。 住民バスについては、地域住民の要望に応じて運行内容を拡充し、また、平成26年4月以降の民間路線バス事業の再編により、廃止となった路線について、その必要性について関係者と協議し、運行内容を検討した上で、住民バスによる代替運行を実施している。 令和元年度に田辺市地域公共交通網形成計画の策定にあたり、関係者との協議、各地域で意見交換会の開催、交通事業者に対してヒアリングを実施した。	平成25年10月に市内を運行する民間路線バス事業者から大幅な減便、廃止を含む事業再編計画が示され、平成26年4月以降、平成29年9月末まで減便や廃止を含めた運行見直しが進められた。 こうした中、平成26年度に田辺市公共交通再編計画を策定し、この計画に基づき各地域の交通体系の具現化に向けた取組を進めた。 利用者数の減少、乗務員不足等により、今後も民間路線バス事業の厳しい状況が続けば、事業の縮小により、更なる交通不便地域の拡大が懸念される。	令和2年度以降は左記の「田辺市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域住民・交通事業者・行政が一体となり、効率的で効果的な地域公共交通網の構築に向けた取組を進める。 また、PDCAサイクルに基づき、評価検証会議を開催する。地域住民を交えた勉強会や意見交換会等を開催し、評価検証会議による見直しを反映する。
隣保館デイサービス事業	障害のある人及び高齢者等の自立を助長し生きがいを高めるために、創作・軽作業、日常生活訓練等を行う。	南部・西部・労養センター	隣保館デイサービスセンターに設置しているヘルストロンや健康器具を利用した機能回復訓練、高齢者の歩行訓練を実施した。 南部センター：南部デイクラブ（月1回介護予防のための講座）事業を実施した。 西部センター：高齢者の福祉の増進を図るための高齢者訪問事業や介護予防のための教室やDVDによる健康講座を開催した。	隣保館デイサービスセンターの利用は広報啓発等により多くの方に周知することができているが、新型コロナウイルス感染症拡大により、デイサービスセンターの閉館や、利用者の制限、また新しい生活様式に沿って利用してもらった。 健康づくり、生きがいがづくりの場が少なくなった。	令和3年度も、コロナ渦でデイサービスセンターは、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での開館となるが、健康づくり、生きがいがづくりの場を実施する。
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進	「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを令和元年7月に改定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	田辺市都市計画マスタープランに基づく、道路・公園等の具体的な都市計画事業の推進。	このマスタープランにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン・市民参画等に配慮した都市計画を進めていく方針付けを行っている。	今後も引き続き、この田辺市都市計画マスタープランに基づき、道路等の具体的な都市計画事業を推進して行く。
建築物の設計、改修等	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	建築課	新庁舎等に際して、「県の福祉まちづくり条例」に基づき、設計及び工事を行っている。 また多目的トイレの設計・施工にあたっては、福まち条例を上回る回転半径（1500⇒1800）の設定や、自動ドアの設置などに取り組んでいる。	条例によって、届出義務のある建物は、条例の設計指針に基づき設計を行い届出を提出しています。それ以外の建物も、可能な限り、条例の設計指針に基づき設計を行い、新築、改修を行っております。	新築、改修時の条例の設計指針に基づく設計だけでなく、既存の建物も「県の福祉のまちづくり条例」に基づいた改修を行っていくように、各施設管理者と打ち合わせて行く。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市高齢者障害者虐待防止ネットワーク委員会の開催	地域包括支援センターの業務である権利擁護事業の中で、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関と連携し、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会を開催する。	やすらぎ対策課	新型コロナウイルス感染症感染予防として、委員会開催はできなかったが、令和２年10月に発生した高齢者虐待事案（ネグレクト・経済的虐待）の対応方法の検討のため、３回（10/27・10/28・11/13）の個別ケース検討会を開催した。	対応の施策に関して庁内の関係各課の他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関との連携ができてきている。養護者支援としての保健所への協力依頼も行いつつ、虐待ケースの対応後の定期的なモニタリングも行い、必要に応じ終結をするようにしている。	令和３年度も必要に応じて開催の予定。個別の事例についても、定期的にモニタリングを行っていく。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家庭・地域等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、各老人クラブ連合会と委託契約を結んで老人クラブの活動を基本に実施する。	やすらぎ対策課	旧田辺市については連合会及び地区毎に、旧町村については連合会毎に下記の事業を実施した。 ・グラウンドゴルフ大会8回 計 328名参加 ・地区探訪 1回 42名 ・ボウリング大会1回 22名参加 ・手芸教室5回 計81名参加 ・クラフトテーブル教室4回 68名参加 ・フラワーアレンジメント1回 62名参加	高齢者の生きがいと健康づくりには欠かせない事業である。事業については、趣向を凝らした取組が行われ継続実施している事業が多い。	令和3年度も継続
紙おむつ等購入費支給事業	要介護１～３に認定され、かつ常時失禁がある等、紙おむつ使用の必要性が認められる市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に紙おむつ等購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ２５２件、４，６９９，６１３円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	令和３年度も継続
家族介護用品購入費支給事業	要介護４または５に認定されている市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に介護用品購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ１７５件、７，２３６，８６１円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	令和３年度も継続
家族介護慰労金支給事業	要介護４または５に認定され、市民税非課税世帯に属する在宅の要介護者が、過去１年間介護サービスを受けなかった場合に、現に介護している家族に慰労金１０万円を支給する。	やすらぎ対策課	１００，０００円×１名＝１００，０００円支給。	当該家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上が図れたと思われる。	令和３年度も継続
安心安全コールサービス事業	市内のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、看護師及び保健師が常駐するコールセンターが24時間体制で健康相談を受け付ける。	やすらぎ対策課	市内のひとり暮らしの高齢者及び障害のある人に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図った。緊急通報装置は、利用者が緊急ボタンを押すことによりコールセンターに通報され、必要に応じ消防署へ連絡される。	ひとり暮らしの高齢者等が、安心して生活が送れる。	令和３年度も継続
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	やすらぎ対策課	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。徘徊高齢者が探索器を所持することにより、現在位置が確認できる。	介護する家族の身体的・精神的負担が軽減されている。	令和３年度も継続

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市シルバー人材センター運営費補助金の交付	高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、あるいはボランティア活動をはじめ、様々な社会活動の参加につなげるために補助金を交付する。	やすらぎ対策課	シルバー人材センターでは、定年退職後、常用雇用は望まないが、自己の労働能力を活用することにより収入を得るとともに、自らの生きがいの充実、社会参加を希望する高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供している。また、高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、或いはボランティア活動を始め、様々な社会活動の参加につなげていただいている。本部を始め、各行政局管内の支部に対する運営費補助を行った。	シルバー人材センターでは、合併後は、各管内に支部を設け、地域住民の方々に對し、安心して支援を依頼していただけるよう努めていただいている。	令和３年度も継続
田辺市長寿プラン２０１８に基づいた施策の推進	高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現のため、次の取り組みを推進する。 １．地域の特性を生かした高齢者を支えるしくみづくり ２．介護者への支援 ３．安全・安心なくらしを支えるしくみづくり ４．いきがいあるくらしへの支援 ５．就業等の支援 ６．健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸 ７．地域包括支援センターの機能の充実 ８．介護保険サービスの提供と基盤整備 ９．介護保険サービスの質の向上及び適正化の推進 １０．自立生活への支援（介護保険外サービス） １１．認知症高齢者への支援体制の充実 １２．医療・介護連携推進事業の推進	やすらぎ対策課	田辺市長寿プラン２０１８に基づき、上記事業をはじめ高齢者福祉施策の総合的な推進に取り組んだ。	今後も続く高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加に加えて、単身や高齢者のみの世帯の増加への対応が課題となっている。	令和３年３月に策定した次の３カ年（令和３年～令和５年度）の計画「田辺市長寿プラン２０２１」に基づき本市の高齢者福祉施策の推進を図るとともに、安定した介護保険制度の維持を図る。
高齢者の総合相談業務	高齢者が長年住み慣れた地域でいきいきとした生活が継続できるように、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員がそれぞれ医療、福祉、介護の専門職としての知識・技術を生かしながら高齢者やその家族に関する相談に対して総合的に応じている。５ヶ所の日常生活圏域ごとに設置している「地域型地域包括支援センター」を中心に、「在宅介護支援センター」をランチ（窓口）として、総合的な支援を実施する。	やすらぎ対策課	相談に対し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて権利擁護事業・介護予防ケアマネジメント・包括的継続的マネジメント事業に繋げることで、高齢者の安心できる生活を支えている。 令和２年度の相談件数：１，３４６件	高齢者世帯・認知症高齢者の増加に伴い、介護相談とともに認知症高齢者や権利擁護に関する相談件数が増加。成年後見制度の利用促進など高齢者の意思を尊重しつつ、より良い終末期を迎えるための支援の必要性が高まっている。さらに専門職種の確保が課題。	地域型地域包括支援センターと連携を行いながら継続して実施する。また相談支援の経験を重ねることでそれぞれの職員の資質向上を図るとともに、権利擁護センターたなべと連携を強化し、成年後見制度利用支援やあんしん生活支援事業の取組をさらに充実させていく。
田辺市徘徊高齢者見守りサポート事業	増加が予想される認知症徘徊高齢者の事故を出来る限り防止するため、徘徊高齢者の家族等から当該高齢者の写真や特徴を登録してもらい、行方不明時の捜索が円滑に出来るよう、見守りサポーターとして登録いただいた住民の方に写真等データを送信する。	やすらぎ対策課	徘徊高齢者の生活の安全を確保するとともに、家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図る。	・田辺警察、消防本部との協議 ・見守りサポーターの養成 ・個人情報の管理	今後も継続して実施する。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
成年後見制度利用促進にむけた取り組み（田辺市成年後見制度利用支援・あんしん生活支援事業）	単身や認知症等による判断能力の低下に伴い支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を続けることをめざし、本人の自己選択を尊重し、状況に応じたさまざまな資源を活用するために、成年後見制度の周知や啓発、相談支援など成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）に位置づけられている中核機関の設置・協議体の設置による高齢者の権利を護る体制を整備する。また、家族や親族からの支援が期待できない高齢者の入院（入所）時の保証機能や生活支援や、将来直面上る死後の準備などリスクの予防に努める事業を実施する。	やすらぎ対策課	令和２年度 権利擁護センターたなべにおける相談実績 97件 申立て支援 3件 あんしんネットワーク連絡協議会 1回開催	支援が必要な高齢者が多いが、成年後見制度の周知が進んでいないために、本人の判断能力に応じた十分な支援が行えておらず、組織的な体制整備が十分でない。 家族や親族からの支援が期待できない高齢者の入院や入所の際に、金銭管理や身の回りの支援、身元保証や医療同意が問題になることが、制度的な整備が不十分。福祉部門だけで解決できる課題ではなく、医療機関や施設、医療・介護・法律などの関係団体との協議や調整などが行えるネットワークを構築していく必要がある。	成年後見制度利用促進計画（市町村計画）に権利擁護センターたなべを中核機関として、位置づけられるよう関係機関との協議を深めるとともに、相談機関としての役割を果たしていけるように体制強化を図る。
一人暮らしの高齢者等の緊急通報システムの運用	市内の一人暮らしの高齢者及び障害のある人から、火災や救急等の緊急時における通報を受診するとともに、迅速かつ適切な対応を図る。	警防課	令和２年中の状況 契約者401名 1 火災出動 0件 2 救急出動 25件（搬送17件・不搬送8件）	運用上で特に問題や課題はない。	令和３年度以降も継続 ※令和２年田辺市が大阪ガスに業務委託「田辺市安心安全コールサービス事業」。登録者を旧システムから大阪ガスに移行中（やすらぎ対策課）

9. 障害のある人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
道路開設・改良工事における歩行者の安全な通行の推進	市道改良工事にあたり、側溝・歩道等の段差解消・滑り止め施工等、歩行者の安全を図る。	土木課	歩行者がより安全・安心して通行することが出来るように、維持修繕として鋼製蓋等による滑り止めの設置、がたつきの解消、破損蓋の交換等、また、老朽が進んだ側溝等には改良工事などにより蓋付側溝の設置等の対応を行った。また、平成29年度はに人権擁護連盟、障害福祉室と共に市街地（紀伊田辺駅を中心として）のバリアフリー化実地調査を行い、改善に努めた。	施工できた箇所については、一定の効果があったと考えている。認定市道が約1360kmあり、それに付随する側溝以外の排水路も多々あり限られた予算では、一気に解消できない状況である。	昨年に引き続き、歩行者がより安全に通行できるように修繕箇所については迅速に対応、また、改良工事箇所については要望箇所を担当職員が現場を確認し、計画的に予算化して取り組んで行く。
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進（再掲P26）	「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを令和元年7月に改定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	田辺市都市計画マスタープランに基づく、道路・公園等の具体的な都市計画事業の推進。	このマスタープランにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン・市民参画等に配慮した都市計画を進めていく方針付けを行っている。	今後も引き続き、この田辺市都市計画マスタープランに基づき、道路等の具体的な都市計画事業を推進して行く。
建築物の設計、改修等（再掲P26）	建築物の計画、改修時に「田辺市障害者計画」並びに「田辺市障害福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	建築課	新庁舎等に際して、「県の福祉まちづくり条例」に基づき、設計及び工事を行っている。また多目的トイレの設計・施工にあたっては、福まち条例を上回る回転半径（1500⇒1800）の設定や、自動ドアの設置などに取り組んでいる。	条例によって、届出義務のある建物は、条例の設計指針に基づき設計を行い届出を提出しています。それ以外の建物も、可能な限り、条例の設計指針に基づき設計を行い、新築、改修を行っております。	新築、改修時の条例の設計指針に基づく設計だけでなく、既存の建物も「県の福祉のまちづくり条例」に基づいた改修を行っていくように、各施設管理者と打ち合わせて行く。
社会体育施設のバリアフリー化に向けた整備	市内の社会体育施設において、障害のある人が車椅子での利用が出来るように、スロープ等、可能な限り施設の整備充実を図る。	スポーツ振興課	バリアフリー化に向けた施設整備については、平成30年度より新武道館建築工事に着手しており、併設する植芝盛平記念館など、車椅子での利用が出来るよう整備を行った。	施設整備にあたっては、障害のある人が車椅子での利用が出来るなど、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に留意し、障害のある人が利用しやすい施設整備に努めた。	整備を行った施設において、実際の利用者の声を聞きながら、他の施設も含めて改良、整備等を進める。
障害者週間にあわせた街頭啓発活動	障害者週間中（12月3日から9日）に、自動車を使った街頭宣伝活動を行うとともに、障害福祉団体の方と一緒に、障害福祉施設の入所者が作った啓発グッズ等を配布し、障害のある人に対する理解を深めてもらう活動を行う。	やすらぎ対策課障害福祉室	令和2年12月3日から9日に、市内スーパー等（田辺市3箇所、上富田町2箇所、白浜町、すさみ町各1箇所、計7箇所）の協力を得て実施。	障害福祉団体との連携を大切にし実施している。	令和3年度も同様の啓発を行う。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
福祉的就労の場である就労継続支援、就労移行支援を利用する障害のある人に対する支援事業	本支援事業を利用する障害のある人に対して、就労意欲の向上、個人負担の軽減のため、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施する。	やすらぎ対策課障害福祉室	令和２年度においても、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施した。	障害のある人の就労意欲の向上、負担の軽減につながっている。	補助を継続する。
「田辺市障害者計画」及び「障害福祉計画」に基づいた施策の推進	障害者計画では田辺市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定め、障害福祉計画では田辺市における障害福祉サービスの確保していく目標値を年度ごとに示している。 令和２年度において、第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画（計画期間：令和３年度～令和５年度）を策定した。	やすらぎ対策課障害福祉室	第３期障害者計画及び第５期障害福祉計画、第１期障害児福祉計画の令和２年度の進捗状況をまとめた。	各障害福祉サービスの見込量の達成ができるように、市と障害福祉サービス提供事業者等関係者との連携が課題。	第３期障害者計画及び第６期障害福祉計画、第２期障害児福祉計画の令和３年度進捗状況をまとめる。
「田辺市バリアフリー基本構想」の推進	基本構想におけるＪＲ紀伊田辺駅、市役所本庁、市民総合センター及び紀南文化会館とそれらの施設を結ぶ主な道路のバリアフリー化を推進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	田辺市バリアフリー基本構想において取り組むとしていた事業等について、未実施となっている部分については、継続した取組が必要となる。	バリアフリー基本構想に、長期期間（平成２８年度以降）として示された主な計画が予定通り進んでいる。	県道秋津川田辺線（駅前新通り）及び市道扇ヶ浜龍神橋線（紀南文化会館～銀座通り角）等の舗装・溝蓋・グレーチングの改修
西牟婁圏域自立支援協議会の開催	本協議会は、福祉、教育、雇用の関係者（行政、事業者）で構成し、地域のさまざまな障害福祉の課題について協議し、それぞれのサービス提供事業者が連携のもと、効果的で中立・公正なサービス提供ができるよう連携に努める。	やすらぎ対策課障害福祉室	年間１回の全体会議を開催（開催日：令和２年１０月２２日）し、自立支援協議会の定着化をはかった。 令和２年４月、障害のある人の地域生活推進のため、西牟婁圏域において、地域生活支援拠点整備（緊急受入・体験の場提供・専門的人材の養成・地域体制づくり）の中核機関として基幹相談支援センターにしむろを設置。	自立支援協議会内の専門部会である「発達支援部会」「就労部会」「地域移行部会」、「拠点整備プロジェクト部会」において、会議の効果的な開催が課題。各部会長と事務局の体制整備の見直し等、日常業務との兼ね合いから時間的に取組みが困難な状況。	障害のある人の地域生活推進のため、西牟婁圏域における相談支援体制の強化を図ることを目的として、地域生活支援拠点整備において、委託相談の圏域化を令和３年４月実施。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者虐待防止センターの設置	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成２４年１０月１日に施行された。障害者に対する虐待は障害のある人の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、法律では、国・地方公共団体及び国民の責務として、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護及び自立のための措置、養護者に対する支援等を定め、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としている。 障害者虐待を「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」に分け、それぞれにおける虐待の防止措置を定めるとともに、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待について、その防止等のための措置を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けている。 また、市町村に対して、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設が、障害者虐待の対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすよう整備することを求めている。	やすらぎ対策課障害福祉室	田辺市では、障害福祉室を「市町村障害者虐待防止センター」として位置付けした。 実際に障害者虐待の通報や届出があった場合は、障害福祉室と田辺市障害児・者相談支援センター「ゆめふる」と連携を図りながら、調査や情報収集、保護等の対応をしている。	障害のある人の虐待問題については、「ゆめふる」等とともに、今後も虐待防止に取り組む。	継続実施
理解促進研修・啓発事業	研修会や啓発事業を通じて、市民が障害及び障害のある人等に関する理解を深め、障害のある人々が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図る。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成２８年度からの新規事業。 令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止。 H28～R1：NPO法人和歌山県自閉症協会への事業委託。 平成２８年度 講演会２回 参加者計約４００名 平成２９年度 講演会２回 参加者計約５２０名 平成３０年度 支援者養成研修 参加者計約２５０名 令和元年度 支援者養成研修 参加者計約１１０名 令和２年度 中止	講演会等の啓発事業を実施することで、発達障害についての理解を深め、発達障害の方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去をめざすものであるが、事業の性格上、短期的な効果測定や理解度の検証を行うことは困難。知的や精神障害の分野への展開も必要となる。	今後は、知的障害や精神障害についても啓発していきたい。その際には、委託先は適した法人に変更となる。
障害者文化活動	各種レクレーション教室を開催することにより、障害のある方々の交流、余暇活動の充実等を図り、社会参加を促進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成１８年度からの事業。 令和２年度は料理、フラワーアレンジメント、ランプづくり、ひな人形、陶芸等の教室を開催することができた。田辺市社会福祉協議会への事業委託。 平成２８年度 教室開催数２４回 参加者計１５６名 平成２９年度 教室開催数２３回 参加者計１９３名 平成３０年度 教室開催数２４回 参加者計１８１名 令和元年度 教室開催数３１回 参加者計２６９名 令和２年度 教室開催数１５回 参加者計 ７６名	事業委託先が限られることから、教室開催内容に変化が乏しい。	令和３年度は教室開催数１２回予定。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
聴覚・言語機能に障害があるなど音声による通話が困難な方を対象とした緊急通報システムの運用	ファクシミリや電子メール・スマートフォン等を利用し、聴覚や言語機能に障害があるなど音声による通話が困難な方からの緊急通報を受信するとともに、災害情報等を提供する。	警防課	令和２年中の状況 ●聴覚障害者ファクシミリ 登録者１０名 ・緊急通報の受信：０件 ・情報伝達：５０件 （火災発生・鎮圧情報、気象警報等） ●メール１１９ 登録者１１名 ・緊急通報の受信：１件（救急出動） ●NET１１９ 登録者４名 ・緊急通報の受信：０件	運用上で特に問題や課題はない。	令和３年度以降も継続
ペットボトルリサイクル業務及び容器包装プラスチックリサイクル業務の委託	プラスチック類をリサイクルすることにより、循環型社会の推進と最終処分場の延命化を目的に『田辺市障害者計画及び障害福祉計画』に基づき、市業務を障害福祉団体への委託に努める。	廃棄物処理課	ペットボトルリサイクル業務と容器包装プラスチックリサイクル業務の委託を行った。	一般就労への移行の促進に寄与できている。 令和２年度中は残念ながら一般就労に移行できた者はいなかった。	令和３年度も継続して委託する。

10. 外国人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺観光戦略推進事業	・外国人対応レベルアップ 観光業者に対して、外国人（英語圏）が来訪した際、安心して観光できるツールを整備する。具体的には、英語が話せなくても必要な情報を伝達することが可能なコミュニケーションツールを作成する。	観光振興課	外国人観光客向けに田辺市の観光情報を多言語にて発信していくことにより誘客を促進するだけでなく、実際に当地を訪れた方が容易にアクセス情報や観光施設の営業時間などの情報を入手できるようにしている。	外国人来訪者に対して言語、文化等の相違による相互理解のため、語学が苦手な方でも外国人に対して接客出来る「コミュニケーションツール」の作成を実施してきており、外国人の方が不便な思いをすることを減らせていると考える。また、観光情報を多言語にてHPにて発信することで情報収集が容易になっている。	継続して実施していきたい。
外国人観光客おもてなし力向上事業	平成２８年１０月に闘鶏神社等が世界遺産に追加登録されたことにより、増加が予想される外国人観光客の対応策として、市内の宿泊事業者、交通事業者、飲食業者、小売事業者を対象とした外国人アドバイザーによるメニューの英語併記やコミュニケーションツールの作成等のコンサルティング業務を行う。 ※対象事業者については、募集を行う。（２０事業者）	観光振興課	新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの観光を目的とする渡航が制限されるなど、本市への外国人観光客が激減する状況となった。世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、外国人観光客の来訪の見通しが立たない状況であるため、令和２年度については事業の実施を見合わせることにした。	昨年度までは、様々な業種の事業者から申込みがり、外国人対応の可能な店舗数を増やすことに寄与できたものと考ええるが、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見極めることは難しく、市内事業者の状況や海外からの観光客の動向も注視しながら、本事業の実施を検討していく必要がある。	令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による市内事業者の状況や海外からの観光客の動向も注視しながら、本事業の実施を検討していきたい。

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
A L T の配置、小学校での外国語活動	小学校においては、外国語活動や特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努める。また、中学校では、英語科・社会科及び道德・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進める。それに加え、A L T を田辺市内に６名配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進める。	学校教育課	小学校においては、外国語活動や特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努めた。また、中学校では、英語科・社会科及び道德・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進めた。それに加え、市内に６名のA L T を配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進めた。	A L T の活用により、外国語活動及び英語教育が充実し、国際理解教育が定着してきた。小学校の更なる外国語活動（英語活動）の充実・中学校英語科への接続が課題である。	今後も継続して国際理解教育を進めていく。
日本語指導助手による児童生徒への学習支援（再掲P21）	外国出身または家庭で親の母語を使って育つことにより、日本語習得が十分にされないまま小学校に入学する児童に対して、日本語指導助手による支援を図り学習の保障を行う。また、学校生活への不安や戸惑いの軽減につながるよう担任との連携を図る。	学校教育課	対象児童の数名が中学校へ進学したことにより、日本語指導助手による支援についても、小・中学校で実施し連携を図りながら、系統的な学習支援を行った。	就学前において児童の育ってきた環境等により、日本語の習得に差があり、また中学校に進学した生徒に関しては、個々の積み上げが異なるため、学習の保障を個々に充実させるには、支援する助手の数が少ない。	対象児童の進級・進学に併せて、日本語指導助手による支援について、令和３年度も小中学校での実施を行う。
緊急通報外国語通訳事業	田辺市を訪れる外国人観光客や居住する外国人など、日本語による緊急通報等ができない方に対する災害活動を円滑に行うため、電話を使用した多言語通訳体制を確保する。 ※２４時間３６５日対応、１３ヶ国語対応 （英語、中国語（北京語）、中国語（広東語）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語、インドネシア語、ロシア語）	警防課	令和２年中の実績 ０件	運用上における問題点については特になし。	令和３年度以降も継続

11. 感染症・難病の人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和２年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
妊婦、新成人への普及・啓発	妊娠届出時に感染症等に関する正しい知識についての普及と啓発を図る。 成人式で新成人に対し、感染症等に関するパンフレット等を全員に配布し、正しい知識の普及と啓発を図る。	健康増進課	妊娠届出数 ４６４件 新成人に対しては、令和２年度は成人式が中止になったため、パンフレット等の配布はできなかった。	妊娠届出時に、感染症などについて、正しい知識の普及・啓発をしている。 青少年への普及啓発は、関係機関との連携を図りながら取り組んでいる。	関係機関との連携を図りながら継続的に取り組む。

12. 犯罪被害者等の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
公益社団法人紀の国被害者支援センターへの支援	公益社団法人紀の国被害者支援センターが行う犯罪被害者及びその家族等への支援活動の促進を図るため、財政的援助を行う。	自治振興課	犯罪被害者やその家族に対する精神的支援を始めとする各種支援活動(電話及び面接相談、病院や裁判所への付き添い、国への給付金申請の直接支援、支援員の養成及び研修、支援に関する啓発事業)を目的に設立された民間団体である「公益社団法人 紀の国被害者支援センター」(平成9年5月設立、平成24年4月公益社団法人化)の活動に対する補助金171千円を支出した。	犯罪被害者基本法(平成17年4月施行)には、犯罪被害者支援に関して、国及び地方公共団体が講ずべき基本施策が明示されており、その中に「民間の団体に対する援助(法第20条)」が明記されている。紀の国被害者支援センターでは、年に2回田辺市で「一日出張相談所」を開設している。	令和3年度も支援(補助)を継続。

13. 刑を終えて出所した人の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺保護司会への支援	田辺保護司会が、地域の犯罪や非行を防止するため実施している更生保護活動を円滑に推進するため、財政的援助を行う。 また、市民総合センター内「更生保護サポートセンター」の行政財産使用料を一部免除している。	自治振興課	田辺保護司会の活動に対する補助金659千円を支出した。 また、平成21年から市民総合センター内に「更生保護サポートセンター」を開設し、保護観察者の面接等を行っている。活動内容としては犯罪や非行をした人に対する保護観察や社会復帰を果たせるように環境調整を行っている。 また、「社会を明るくする運動」を中心に犯罪や非行を未然に防ぐために啓発活動を行っている。	平成11年の保護司法の改正により、法務大臣から委嘱されている保護司に関して、地方公共団体との相互協力関係が規定され、保護司が地方公共団体の犯罪予防施策に協力する者であることが明記されており、市としても、田辺保護司会への活動に対し支援をしている。全国的に治安に対する不安が高まる中、保護司の役割は一層重要となっている。	令和3年度も支援(補助)を継続。
更生保護法人和歌山県更生保護協会への支援	更生保護法人和歌山県更生保護協会が行う和歌山県内における更生保護事業を推進するため、財政的援助を行う。	自治振興課	昭和51年に財団法人、平成8年から更生保護法人として事業を行っている和歌山県更生保護協会に対する分担金12千円を支出した。	更生保護協会は、県内における刑務所出所者等の更生保護を必要とする者への一時保護事業、更生保護関係団体への連絡助成事業、犯罪予防活動などを行なっている。	令和3年度も支援(分担金負担)を継続。

14. 情報と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
インターネット等による差別表現対応	インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに対応する。また、そのための体制を整備する。 ・和歌山県策定のマニュアルに沿って対応する。 ・速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局・和歌山県・関係団体等との連携を図る。	人権推進課	人権推進課職員が週2回、1時間程度モニタリングを行い、差別的な書き込みについて発見した際に、和歌山地方法務局田辺支局及び西牟婁振興局に削除依頼を行った。 ■令和2年度削除依頼件数 同和問題（部落差別） 1件 新型コロナ 2件	匿名性を利用したインターネット上での人権侵害については、全国的に増加しており、今後も研修会や啓発活動を推進していく。 モニタリング事業が、悪質な行為を取り締まる法制度の必要性を根拠づける社会的事実となる。	今後もモニタリングを実施し、インターネット上での差別書き込みを早期に発見し、拡散防止に努め、法務局・県等との連携を図りながら今後も対応していく。
各学校での教育活動、管理職研修会	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、教育計画に基づき、情報モラル教育の充実を図っていく。また、保護者に対しては、教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行う。 ・情報流出防止 管理職研修等で情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導する。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	学校教育課	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、各学校の実情に応じて、情報モラル教育の充実を図った。また、保護者に対しても教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、スマートフォンやSNSの危険性と情報モラルについて啓発活動を行った。 ・情報流出防止 管理職研修等を通じて情報管理に関する研修を深め、情報流出問題が発生しないように指導した。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	スマートフォンの普及やSNSの利用により、全国的に様々な問題が報告されている。そのため、本市においても更なる情報モラル教育の充実が必要である。	令和3年度も継続予定。
情報セキュリティ対策への取り組み	・職員向け情報セキュリティ研修等を実施する。	情報政策課	・職員向け情報セキュリティ研修（管理職・一般職員向け対象者約200名、講師は外部から招へい）を行った。	平成29年5月から実施した「セキュリティ強化」と併せて、職員研修を実施する事で、情報セキュリティ対策の強化を図ることが出来た。 今後も、継続した職員研修を行い、情報セキュリティ対策の維持・向上を図り、情報の機密性・完全性・可用性を確保する必要がある。	・毎年継続した職員研修の実施を予定している。

15. 災害と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
避難行動要支援者の支援対策（再掲P9）	自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に対し、避難行動要支援者名簿を提供することで、災害時に支援を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日頃から地域の支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。	防災まちづくり課	平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿として法的に位置付けられ、名簿の提供を行う場合は市による本人の同意の取得が必要となったことから、名簿の提供を行うことに同意を得られた避難行動要支援者については、自治会、自主防災組織、消防団及び警察等に名簿の提供を行った。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、民生委員による避難行動要支援者宅への訪問調査を中止したため、個別計画を作成できなかったことから、自治会等には名簿（一覧表）のみの提供となった。	名簿については、災害時のみならず平常時においても、避難行動要支援者への支援の一つの手段として活用していただけでなく、さらに啓発に努める必要がある。また、多種多様な災害に対応するためには、避難行動要支援者本人の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが課題となっている。	令和3年度においても避難行動要支援者名簿の提供を行う。

16. 環境と人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
温室効果ガス削減の取組	田辺市では、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに、市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定しており、本計画に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。	環境課	○環境課、廃棄物処理課で、ごみ減量やリサイクル、生活排水、地球温暖化防止などについて、家庭でできる取組の事例などの解説等を行なう田辺市まちづくり学びあい講座を開催 日 程：12月17日（木） 場 所：小津荷集会所 参加者：13名（小津荷わいわい会） ○2月の省エネルギー月間における取組として環境啓発講座「地球温暖化ってなに？ 私たちにできること」をオンライン開催 配信期間：2月8日～2月28日（日）YouTube配信 講 師：片平 敦（気象予報士） 再生回数：161回	温室効果ガス削減に向けて市が事業者並びに消費者として引き続き取り組んでいくとともに、環境学習会等を通じて、情報提供や啓発活動を行うことで、市民及び事業者に対し、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していくことが必要となる。 また2年度はコロナ禍で人がなかなか集まることのできない中、今回初めて環境啓発講座のオンライン開催を行ない多くの方々に見ていただくことができた。	公共施設の建設や設備更新にあたっては、新エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した設計を行うことで、温室効果ガス排出量増加を抑制していくとともに、様々な機会を通じて地球温暖化について学ぶことができる環境づくりを推進していく。

17. 性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種講座・講演会等の啓発活動	性的少数者への偏見をなくし、正しく理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につける機会を提供する。	男女共同参画推進室	性的マイノリティの人権について、ポケットブックやクリアファイル（啓発物品）等で啓発を行った。	現状を理解し、偏見や差別に対する人権意識の高揚を図るとともに、誰もが自分らしく生きやすい社会を目指すため、理解を深める機会となった。	令和3年度も、機会を捉えて啓発講座等を実施する。

18. 労働者の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市企業人権推進協議会（再掲P12）	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	令和2年度の事業計画に基づき、研修会を実施した。 【令和2年度事業計画】 1. 明るく働きがいのある職場づくりを目指して、各事業所が自主的、主体的に研修機会をもてるよう啓発活動を推進します。 2. 企業内人権啓発を推進すべく、市人権推進課との連携の下、講師の依頼、啓発ビデオの提供等企業内研修会の開催を支援し、また、各種研修会の案内と参加の呼びかけに努めます。 3. 人権啓発に係る国や県等関係機関との連携を図り、人権啓発のための推進体制の充実に努めます。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、理事会及び総会については、書面決議により実施。	現在、会員が48企業あり、7参与会員とともに、昭和58年度から令和2年度までに、延べ591企業、48,745人の参加により企業内研修が行われてきた。最近の実績としては、年間10社程度となっているが、さらに企業内研修の実施企業を増やす取組が必要である。	令和3年度の理事会及び総会においても書面決議での実施予定であり、コロナの収束が見通せない状況であるが、今後とも会員企業の募集に努めるとともに、企業内研修の実施企業を増やすべく、県の人権担当部署とも連携しながら、企業の代表者や研修推進員等を対象とした研修会等を通じ、より一層推進していく予定である。

19. 自殺・自死遺族

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
自殺対策について（再掲P17）	毎年度、街頭啓発の実施及び関係団体などの支援を実施。	やすらぎ対策課障害福祉室	・9月 自殺予防週間、3月 自殺対策強化月間に合わせた啓発活動 ①市の広報紙及びHPやツイッター掲載による周知 ②市内3ヶ所スーパー等街頭での啓発物品の配布及び県やNPO団体主催による啓発事業のビラ配布 ③啓発コーナーの設置（たなべる） ④市庁舎及び市民総合センター玄関でのぼりの掲揚。 ⑤自殺予防 自死遺族交流会（わかちあい和歌山うめの花：県主催）誘致開催1回。	啓発活動に係る予算が減少し、限られた予算内での事業実施となっている。 令和元年度、田辺市第1期自殺対策計画を策定した。自殺対策計画は全庁的な計画であるが、各課の理解・協力が得づらい。	・9月の自殺予防週間・3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発活動を実施 ・田辺市自殺対策計画において、各課の進捗状況を把握し、庁内連絡会議で報告。また、課題把握を予定。 ・ゲートキーパー養成講座開催予定。 ・県主催の自死遺族交流会（わかちあい和歌山うめの花）の開催に協力。

20. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
相談者や要保護者等の人権尊重（再掲P10）	生活保護の対象者は、高齢や障害・傷病等で就労が困難であるなど、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や要保護者等の人権を第一に考えるとともに、相手の立場に立って対応するよう、係内会議等を通じて常に研鑽に努める。	福祉課	新たに配属されたケースワーカーは、社会福祉主事資格を取得し、福祉に携わる職員としての資質向上に努める。また、随時開催しているケース検討会などの係内会議等の機会では、個別ケースの検討を通じ、職員相互に対人援助技術の向上を図るとともに、職場内外における人権に関する研修、講演会に参加するように努めた。	生活保護に市民の関心が高まる中、担当職員には常に、相手の人権を尊重した対応に努めている。	近年増加傾向にある複合的な課題への対応に際しては、関係部署と連携しながらより一層対象者の人権に配慮した取組を進めていく。

21. 人身取引(トラフィッキング)

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ポスター及びリーフレットによる啓発活動	人身取引は、重大な人権侵害であり、一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として解決していくために啓発活動に努める。	男女共同参画推進室	内閣府男女共同参画局からポスター掲示及びリーフレット設置依頼があり、田辺市民総合センターにてポスターの掲示及びリーフレットの設置を行った。	より多くの方に、人身取引という問題を知っていただく必要がある。	今後も、国・県と連携し啓発活動に努める。

22. アイヌの人々の人権

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権啓発指導者養成研修会に参加	アイヌの人々の文化や歴史等を学べる研修会に参加し、生活習慣や現状など正しい理解を深める。	人権推進課	令和2年度については、研修が行われなかった。	和歌山県内でアイヌ文化について学べる機会が少ないので貴重な研修である。 また、アイヌの人々の人権問題を市民の方に知っていただく必要がある。	今後も積極的に研修に参加をするとともに、国・県と連携し啓発活動に努める。

23. 北朝鮮当局による人権侵害問題

事業名	事業の内容	所管課	令和2年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ポスター掲示による啓発活動	北朝鮮当局による拉致問題の解決に向け、関心と認識を深めるとともに、国際的な人権問題についても関心を深めていくため、啓発活動に努める。	人権推進課	和歌山地方法務局からポスター掲示依頼があり、12月10日～12月16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に田辺市役所にてポスターの掲示を行った。	例年、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にポスターの掲示を行っているが、より多くの市民の方に知っていただく必要がある。	今後も、国・県と連携し啓発活動に努める。
人権啓発指導者養成研修会に参加	研修会に参加し、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向け、国際的な人権問題についても関心を深める。	人権推進課	・令和2年12月4日（金） ・公益財団法人人権教育啓発推進センター主催 ・人権啓発指導者養成研修会（オンライン） 演題『北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて』 講師 内閣官房拉致問題対策本部事務局	和歌山県内で北朝鮮当局による人権侵害問題について学べる機会が少ないので貴重な研修である。	今後も積極的に研修に参加をする。